



Tokushima
Guarantee

DISCLOSURE 2017

徳島県信用保証協会の現況

 徳島県信用保証協会

～中小企業を応援する地域密着型「総合支援機関」として～



CONTENTS

●ごあいさつ	1
●協会の概要	2
●信用保証協会のしくみ	4
●信用保証の概要	6
●第4次中期事業計画(平成27年度～平成29年度)	11
●平成29年度経営計画	12
●平成29年度の重点取組み事項	15
●平成28年度事業概況	22
●当協会の主な取組み	28
●コンプライアンス	48
●個人情報保護	50
●役員構成	52
●機構組織図	53
●事務お問い合わせ・業務担当区域	54
〈資料編〉	
●信用保証実績	56

ごあいさつ



中小企業を応援する

地域密着型「総合支援機関」として

会長 酒池 由幸

平素は当協会の業務運営につきまして、格別のご支援・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、平成28年度の事業実績並びに平成29年度の経営計画等についてご報告する「DISCLOSURE 2017」を作成いたしました。是非ご高覧賜り、当協会の取組みや信用保証制度に対するご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

さて、平成28年度のがわが国経済は、大企業を中心とした企業収益の堅調な推移を背景に緩やかな回復基調で推移しましたが、海外の政治経済の不確実性等から先行きへの不透明感が払拭できない状況が続きました。

また、県内経済は、雇用・所得環境が堅調を維持し、企業の生産活動が持ち直しを見せていることを背景に全体として緩やかな回復を続けておりますが、個人消費、住宅投資や鉱工業生産は一進一退であり、県内中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にあります。

このようななか、当協会では、「組織の活性化」「経営基盤の強化」「内部統制の強化」の3本柱を打ち立て、「現場主義」「行動する保証協会」を徹底し、信用保証による金融支援の充実を図るとともに、お客さまの経営課題の解決、経営改善に向けた経営支援を積極的に行ってきました。また、創業支援においては、「女性」「若者」「地方創生」に向けた創業セミナー・イベントの開催や創業前相談、創業後のフォローアップ等、支援メニューを充実させるなど、精力的に取り組んでまいりました。

今年度は、「信用補完制度の見直し」方針を具現化した「信用保証協会法」や「中小企業信用保険法」等の一部を改正する法律案が公布され、信用保証協会の役割が多様化するなど、まさに大きな転換期を迎えようとしています。

こういった時期にあって、当協会では金融機関とのリスク分担を図りつつ、保証による「金融支援」はもとより、法定業務となる「経営支援」や地方創生に資する「創業支援」をこれまで以上に深化・発展させ、中小企業等のライフステージに応じた様々な支援に取り組み、地域密着型「総合支援機関」としての役割を果たしてまいります。

このような基本運営方針のもと、役職員一丸となって全力で取り組んでまいりますので、今後ともご支援とご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成 29 年 8 月

協会の概要

(平成29年3月31日現在)

●プロフィール

名 称	徳島県信用保証協会
人 格	信用保証協会法に基づく法人
主 務 大 臣	内閣総理大臣・経済産業大臣
主 務 官 庁	金融庁・経済産業省（中小企業庁）
所 在 地	徳島県徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館<KIZUNAプラザ>
設 立	昭和24年12月5日
代 表 者 名	酒池 由幸（平成29年7月3日 就任）
役 職 員 数	常勤理事 4名（非常勤 14名） 常勤監事 1名（非常勤 2名） 職員 66名（嘱託、臨時職員含む）
組 織 体 制	経営監査室 総務部 保証部 企業支援部 管理部（平成29年4月1日時点）
基 本 財 産	145億円
保証債務残高	1,341億円
保証利用企業者数	7,618企業

●沿革

昭和24年11月18日	財団法人徳島県信用保証協会設立認可
同 年12月11日	業務開始（徳島市富田浜1丁目）
同 年12月 5日	財団法人徳島県信用保証協会設立登記
昭和28年 8月10日	信用保証協会法公布施行
昭和29年 6月 5日	信用保証協会法に基づく組織変更認可
同 年 6月14日	特殊法人への組織変更登記完了
昭和34年11月 3日	事務所を移転（徳島市西船場町3丁目）
昭和38年 3月23日	徳島経済センタービル2階に事務所を移転（徳島市西新町2丁目）
平成 2年 8月 7日	基幹業務のオンライン稼働
同 年10月31日	保証債務残高1,000億円達成
平成11年 2月15日	保証債務残高2,000億円達成
平成13年 1月25日	信用保証協会の共同出資により保証協会債権回収(株)設立
平成20年 2月12日	共同システム稼働
平成24年 5月 7日	徳島経済産業会館新築に伴い、事務所を移転（徳島市南末広町5番）



●基本理念

信用保証協会は、

- ①事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、
- ②公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、
- ③相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、
- ④もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する。

●基本運営方針

中小企業・小規模事業者を力強く応援する地域密着型「総合支援機関」として、保証による「金融支援」はもとより、「経営支援」「創業支援」に積極的に取り組みます。

「行動する保証協会」「現場主義」を徹底して、お客さまに寄り添い、「頼りにされる保証協会」を実現します。

●シンボルマーク

信用の「S」と「鳴門の渦潮」をデザイン化したもので、自然豊かな徳島県をイメージし、ブルーは藍染めの「藍色」と渦潮の「青色」を基調としております。



TOKUSHIMA GUARANTEE
徳島県信用保証協会

■ 信用保証協会のしくみ

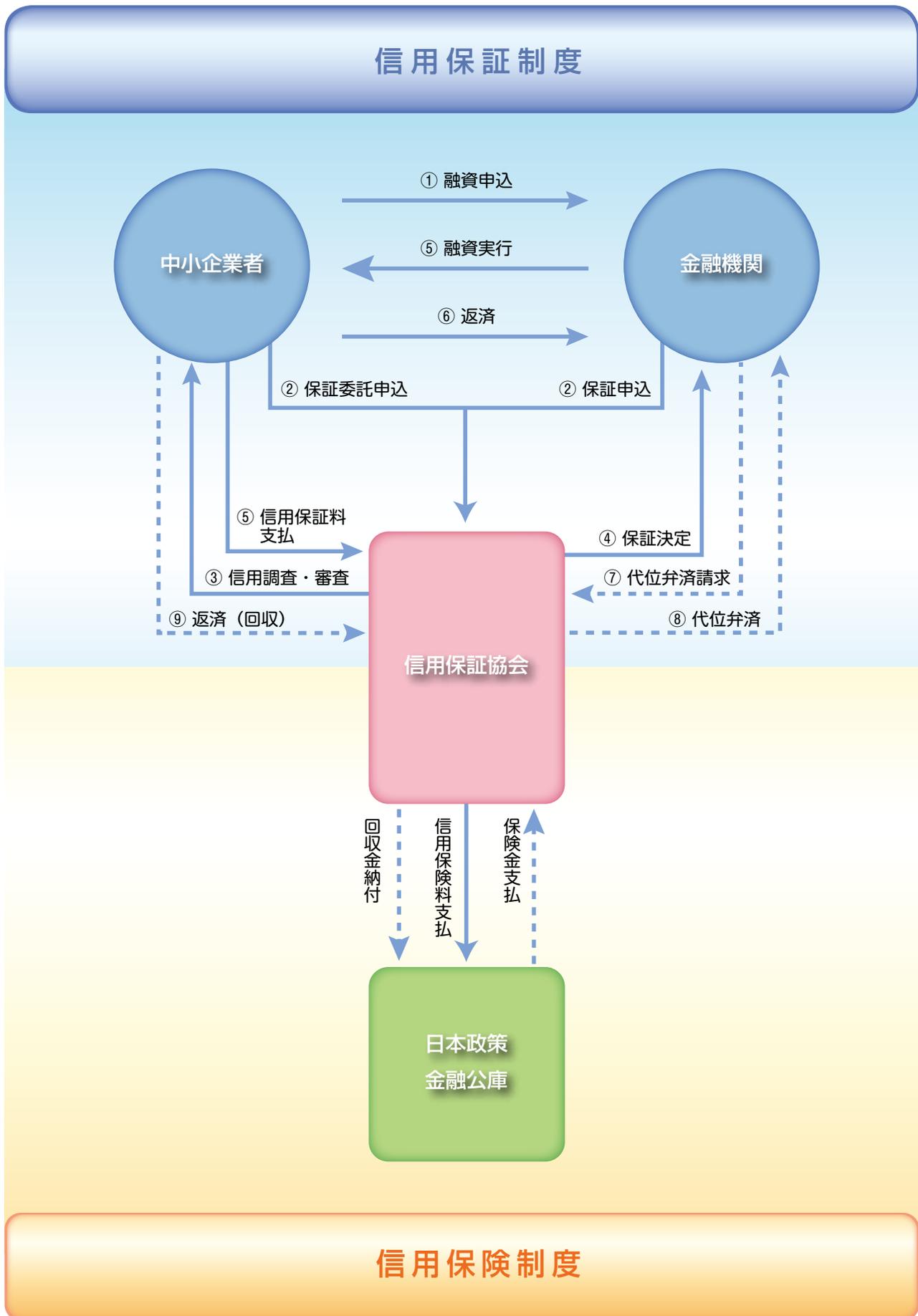
● 信用補完制度について

中小企業の皆さまが金融機関から事業資金の融資を受けるとき、あるいは資本市場からの事業資金調達を目的として私募債を発行するとき、保証協会が公的な保証人となることにより、中小企業者の金融を円滑にする制度が「信用保証制度」です。

この制度をより強固なものとするために「信用保険制度」があります。信用保険制度は保証債務の履行（代位弁済）に伴う保証協会のリスクを国が出資する日本政策金融公庫の保険によってカバーする制度です。

「信用補完制度」とは、このような「信用保証制度」と「信用保険制度」との有機的な結びつきを総称したもので、円滑な中小企業金融に貢献しています。





信用保証の概要

●ご利用いただけるお客さま

(1) 所在地、業歴

徳島県内において事業を営んでいる中小企業者で、次の方が対象になります。

- ・ 個人事業主の場合 住居または事業所のいずれかが県内にある方
- ・ 法人の場合 県内に本店または事業所を有する方

※営業年数は問わず、客観的に事業を行っていることが明らかであれば保証対象となります。

ただし、制度要綱等で業歴の定めがある場合には、その定めによります。

※平成27年10月1日より、保証対象業種を営む中小規模の特定非営利活動法人（NPO法人）が信用保証の対象になりました。

(2) 企業規模

資本金または常時使用する従業員数のいずれかが、次の条件を満たしていれば対象となります。

業 種	資 本 金	常時使用する従業員数
製 造 業 等 (運送業、建設業を含む)	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業 (飲食業含む)	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下

以下の政令特例業種については規模要件が異なりますのでご注意ください。

業 種	資 本 金	常時使用する従業員数
ゴ ム 製 品 製 造 業 (自動車または航空機用タイヤ及 びチューブ製造業並びに工業用ベ ルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソ フ ト ウ ェ ア 業	3億円以下	300人以下
情 報 処 理 サ ー ビ ス 業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下

※製造業等の「等」とは卸売業、小売業、およびサービス業以外の業種をいいます。

※生計を一にしている家族従業員、会社役員は「従業員」に含まれません。

臨時雇用者であっても、実質的には長期継続的な雇用関係にある場合は「常時使用する従業員」となります。

※許認可や届出を必要とする業種を営んでいる場合は、当該業種に係る許認可等を受けていることが必要です。

※組合は、当該組合が保証対象事業を営むもの、またはその構成員の3分の2以上が保証対象事業を営んでいれば対象となります。

※特定非営利活動法人（NPO法人）には、資本金の概念が無く、従業員数のみで判断します。

●保証の内容

(1) 保証限度額

個人・法人	2億8,000万円
組合	4億8,000万円

※国の施策による特別保証制度は、上記とは別枠で制度ごとに限度額が定められています。
 ※地公体制度の保証については、それぞれの制度要綱等に定められている限度額となります。
 ※他の信用保証協会を利用されている方は、合算した額が限度額以内であることが必要です。

(2) 資金使途

事業経営上必要な「運転資金」および「設備資金」に限られます。

(3) 保証期間

運転資金	15年以内
設備資金	20年以内

※地公体制度及び協会制度で、独自に期間を定めているものについては、各々の制度で定めている期間によります。

(4) 連帯保証人

個人	原則として不要
法人（組合）	原則として法人代表者（代表理事）のみ必要

※実質的な代表者や事業承継予定者等、特別な事情がある場合は保証参加していただく場合があります。
 ※平成26年2月1日より、「経営者保証ガイドライン」が適用開始になったことに伴い、当協会においても同ガイドラインの趣旨を尊重し、金融機関等の関係機関とも連携の上、誠実に対応するよう努めています。

(5) 担保

必要に応じて担保を提供していただきます。

担保物件は、原則として不動産（土地・建物）、有価証券及び流動資産（売掛債権・棚卸債権）です。

●保証をご利用いただけない方

- ・農業、林業、漁業、金融・保険業、風俗関連営業や射幸的娯楽業等サービス業の一部、宗教法人等
- ・許認可等を要する事業を営む方で、その許認可を受けていない場合
- ・協会の保証付融資について、延滞等の債務不履行がある場合
- ・当協会または他の信用保証協会に代位弁済を受け、求償債務が残っている方、またその関係人である場合（求償権消滅保証、譲受債権消滅保証、再挑戦支援保証対象を除く）
- ・手形、小切手について不渡りがある場合及び銀行取引停止処分（第1回不渡発生後6か月以内を含む）を受けている場合、または電子記録債権の警告期間中の場合
- ・破産、民事再生、会社更生等の法的整理手続中（申立中）の場合（事業再生保証対象を除く）
- ・税金、社会保険料等を滞納している場合

- ・粉飾決算や融通手形操作を行っている場合
- ・休眠会社
- ・保証申込について、金融あっせん屋等の第三者の介在が判明した場合
- ・暴力的不法行為者等、反社会的勢力及び反社会的勢力の共生者が介在していると保証協会が判断した場合
- ・その他、保証を利用できないと認められる場合

●責任共有制度

保証協会の保証付融資について、保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業に対する適切な支援を行うこと等を目的とした制度で、平成19年10月に導入されました。

(1) 責任共有制度の概要

責任共有制度には「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、金融機関の取扱いは、そのいずれかになります。金融機関の負担割合はいずれの方式においても同等です。

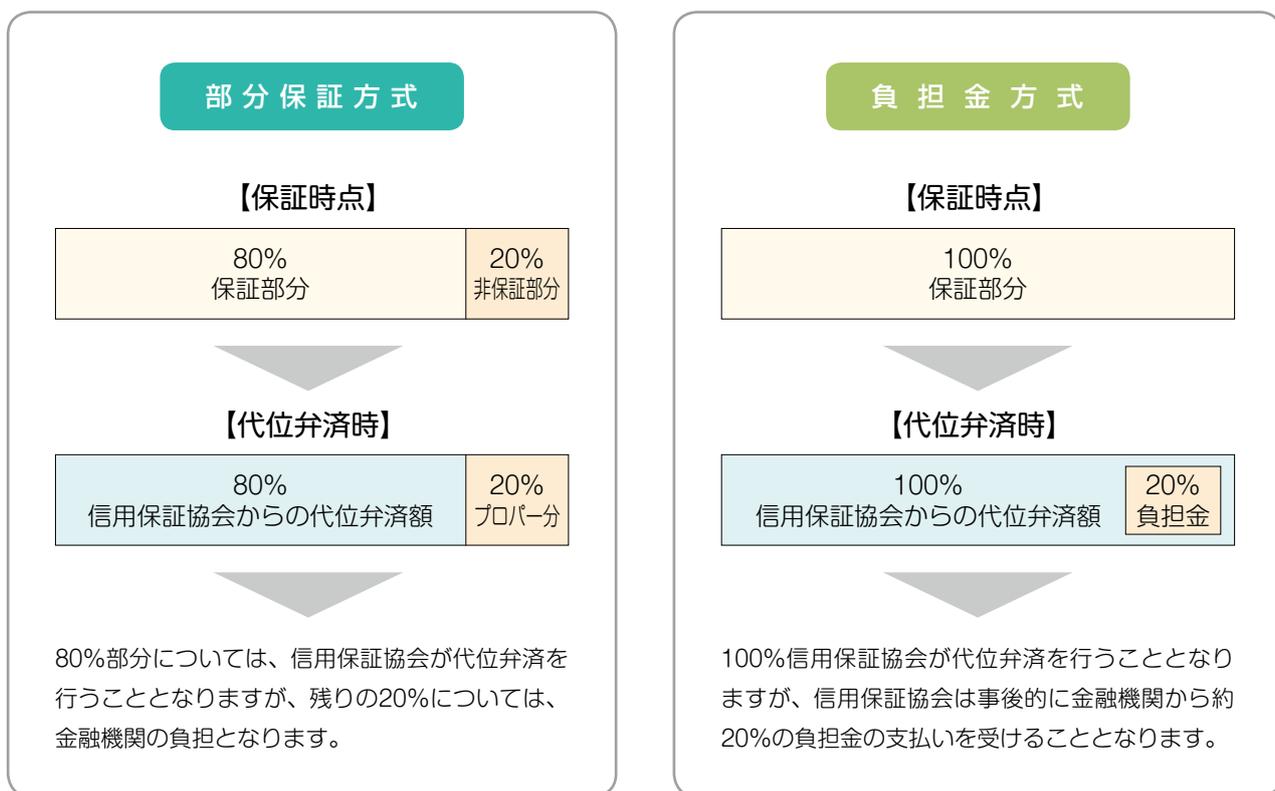
※なお、中小企業特定社債保証制度、流動資産担保融資保証制度等、一部の保証制度は、金融機関の選択方式に関わらず部分保証となっています。

部分保証方式

借入金額の80%（一部保証を除く）を信用保証協会が保証します。

負担金方式

保証時点では100%保証となりますが、代位弁済状況に応じて、金融機関は事後的に信用保証協会に対し負担金を支払うことによって部分保証と同等の負担が生じることになります。



(2) 責任共有制度の対象となる保証

一部の保証を除き、原則として全ての保証が責任共有制度の対象となります。
責任共有制度の対象外となる主な保証は次のとおりです。

【対象外の主な保証】

- ・ 経営安定関連保証（セーフティネット保証）1号～6号
- ・ 創業関連保証（支援創業関連保証及び再挑戦支援保証を含む）、創業等関連保証
- ・ 災害関連保証
- ・ 特別小口保険にかかる保証
- ・ 事業再生保証
- ・ 小口零細企業保証（※）
- ・ 求償権消滅保証
- ・ 中堅企業特別保証
- ・ 東日本大震災復興緊急保証
- ・ 経営力強化保証制度（責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金を本制度で借り換える場合）
- ・ 事業再生計画実施関連保証（責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金を本制度で借り換える場合）

※小口零細企業保証制度の概要

責任共有保証制度の導入に併せて、一定の要件を満たす小規模事業者の方に責任共有制度の対象外となる保証制度として創設された全国統一保証制度です。

ご利用いただける方	常時使用する従業員数が20人以下（卸、小売、サービス業は5名以下）の法人、個人事業主の方（※）
保証限度額	1,250万円（既保証残高を含む）
保証期間	運転7年以内（据置1年以内）、設備10年以内（据置1年以内）

（※）常時使用する従業員数を業種ごとに政令で定める場合は、その政令で定める従業員以下の会社及び個人とします。

●信用保証料

(1) 信用保証料

信用保証料は、金利・手数料とは性格の異なるものであり、信用保証協会が中小企業者等の委託に基づいて保証を行う対価としてお支払いいただく信用保証制度独自のものです。

信用保証料は、日本政策金融公庫に支払われる信用保険料、代位弁済に伴う損失の補てん、経費等制度運営上必要な費用に充当されています。

信用保証料は、保証協会の委託により金融機関で徴収し、その都度協会に送金していただくことになっております。保証料の計算式は、保証書とセットになっている「信用保証料送金のご依頼」に記載しています。

なお、信用保証料のほかは、調査料・相談料・用紙代などは一切いただきません。

(2) 信用保証料率

信用保証料率は、中小企業者の財務内容に応じて、次頁表のとおり9段階に区分された保証料率から決定することとなっています。

なお、平成19年10月1日に導入された責任共有制度により、責任共有制度対象と対象外では保証料率が区別されています。

【保証料率区分】

(単位:年率%)

料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率 (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

※料率区分は、保証申込日の直近の決算における決算書（貸借対照表及び損益計算書）をもとに、CRD（中小企業信用リスク情報データベース）により判定されます。

※特殊保証とは、「手形等割引根保証」、「電子記録債権割引根保証」、「当座貸越根保証」及び「事業者カードローン当座貸越根保証」を指します。

【定性要因による割引】

財務要因の評価だけでなく、一定の定性要因（非財務要因）も加味して料率を決定します。

以下に該当される場合は、信用保証料を0.1%割引します。

○有担保割引

有担保保証（物的担保を提供いただける保証）を利用する場合
 （ただし、制度によっては割引の適用ができないものもあります）

○会計参与設置会社に対する割引

保証申込時、会計参与を設置している旨の登記を行ったことを示す書類の提出をした中小企業者
 （ただし、制度によっては割引の適用ができないものもあります）

(3) 信用保証料の基本計算式

○一括返済の場合

$$\text{保証料} = \text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間}}{12\text{か月 (365日)}}$$

○均等分割返済の場合

$$\text{保証料} = \text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間}}{12\text{か月 (365日)}} \times \text{均等分割係数}$$



分割返済回数	均等分割係数
2 回以上 6 回以下	0.70
7 回以上 12 回以下	0.65
13 回以上 24 回以下	0.60
25 回以上	0.55

第4次中期事業計画（平成27年度～平成29年度）

1. 業務運営方針

徳島県信用保証協会は、公的機関としてガバナンスの充実強化とコンプライアンス意識の浸透を図りながら、中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化に努めることとします。さらには経営支援・再生支援、創業支援と信用保証協会が担うべき役割を十分に果たし、総合支援機関として積極的かつ能動的に金融支援と経営支援の一体的な取り組みを推進し、地域経済の活性化及び信用補完制度の健全な維持発展に資するものとしてします。

このため、平成27年度から平成29年度までの3か年における業務運営上の基本方針として、次の事項に取り組んでまいります。

(1) 保証の推進

人口減少や少子高齢化が急速に進展する中で中小企業者数が減少していることに加え、金融緩和政策に伴い市場金利が超低水準で推移していることも相まって保証利用企業数、保証債務残高の減少傾向が続いており、今後もこうした傾向が続くことが予想されます。

このような状況を踏まえ、地域経済の活性化に向けて、信用保証理念に基づく適性保証に留意しつつ、金融機関等との連携を深め、政策保証を積極的に活用するなど保証利用の推進を図り、中小企業者からの様々な要請に親身になって迅速な対応を行い、金融の円滑化に努めます。

(2) 経営支援の充実強化

「中小企業金融円滑化法」終了後も、関係機関による弾力的な金融支援や経営支援が行われてきたことにより、企業倒産は低水準にあります。返済条件の緩和を行っている企業の保証債務残高は依然として全体の2割を超え、高止まりしている状況にあります。

これら本格的な業況回復に至っていない企業に対しては、さらなる経営支援の充実強化に努め、代位弁済の抑制を図ります。

(3) 回収の効率化と最大化

無担保求償権の増加、不動産市況の低迷、破産事件の増加等により回収環境が今後益々厳しさを増すことが予想されることから、より一層多様な回収方法を活用した債権管理を行い、回収の効率化・最大化に努めます。

(4) 経営管理体制の充実、認知度向上、コンプライアンス態勢の強化

中小企業施策の一翼を担っている公的機関として、地域経済活性化に向けて求められている役割を十分に果たせるよう、組織体制を整備し、中小企業の様々な要望に応えるとともに、保証協会の役割や取り組み状況について広く情報発信するなど、認知度向上に向けて積極的に取り組みます。

2. 事業計画

平成27年度から平成29年度までの保証承諾等の主要業務数値（計画）は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

	平成27年度			平成28年度		平成29年度	
	金額	対前年度 計画比	対前年度 見込実績比	金額	対前年度 計画比	金額	対前年度 計画比
保証承諾	45,000	81.8%	104.7%	47,000	104.4%	50,000	106.4%
保証債務残高	140,000	96.6%	98.6%	141,000	100.7%	142,000	100.7%
代位弁済	3,000	85.7%	157.1%	3,500	116.7%	4,000	114.3%
実際回収	650	100.0%	86.8%	670	103.1%	700	104.5%

■ 平成29年度経営計画

◆ 経営方針

業務運営方針

- (1) 「総合支援機関」としての存在を確立するために、「揺るぎない経営基盤の確立」「活力ある組織づくり」「地方創生への貢献」を重点分野と位置付け、その基本方針のもと「現場主義」を徹底し「行動する保証協会」として「地域密着型保証協会」をめざします。
- (2) 保証部門においては、金融機関と連携しながら積極的に企業訪問を行い、企業のニーズや課題に応じた解決策を提供することにより、企業の成長や生産性向上を図り地域経済の活性化等に貢献していきます。
- (3) 経営支援においては、「とくしま中小企業支援ネットワーク」を構成している金融機関や支援機関等との連携を深め、中小企業を強力に支援できる体制を構築するとともに、事業再生や事業承継等に繋がるような施策を展開して中小企業に伴走した支援体制を強化します。
- (4) 地方創生の観点から、創業に係る各種イベント、セミナー等を開催して創業機運の醸成に努めるとともに、創業前相談、事業計画の策定、創業後のモニタリング等による創業支援に積極的に取り組み、地域の活性化に繋げていきます。
- (5) 求償権回収においては、無担保求償権が増加している状況に鑑み、限られた人員のスキルアップを図り、回収の効率化を考慮しつつ、事業再生・再チャレンジ等も視野に入れながら、多様な手法を駆使して回収の最大化を図ります。
- (6) 保証協会の認知度を高め、存在意義を広く理解してもらうため、情報発信や広報活動をより一層充実させます。
- (7) 職員のコンプライアンス意識の向上を図り、経営管理体制の充実に努めます。
- (8) 国の「信用補完制度の見直し」の方針に基づき、金融機関と協調して適切にリスク分担を図りながら、企業のライフステージに応じた切れ目のない支援を行うことにより、中小企業の経営改善・生産性向上に繋げるよう取り組みます。

◆ 重点課題

1. 保証部門

(1) 保証利用度の向上

「行動する保証協会」として現場主義を徹底し、企業訪問・経営者面談等の直接的な働きかけの推進により、地域における潜在的な保証需要の発掘を行い、保証利用度の向上を図ります。

(2) 小規模事業者に対する積極的な支援

小規模事業者の持続的発展を支えるため、小規模事業者向けの地方創生ローンを増額するほか、小口の事業者カードローン保証を創設し、小規模事業者の資金繰り支援に努めます。

(3) 関係機関との連携強化

金融機関をはじめとする関係機関との連携強化により、企業の実態把握に努めます。

また、金融機関との連携を通じた適切な協調保証、金融機関による推薦保証を推進するとともに、経営改善を図るための借換保証、関係機関と連携した事業承継保証等を活用して適正保証の推進に努めます。

(4) 政策保証等の積極的活用

担保や保証人に依存しない経営者保証ガイドライン対応保証、特定社債保証、A B L 保証等の政策保証の利用を推進するとともに、地域の資金需要に応えるため、地方公共団体の保証制度についても積極的な活用を図ります。

(5) 創業支援の推進

創業支援に係る国庫補助金を十分に活用して、創業イベントやセミナー等を通じて創業機運の醸成を図るとともに、創業後のモニタリングも充実させます。

また、創業前相談窓口できめ細やかに事業計画策定をサポートし、金融支援では県創業者無担保資金・創業（等）関連保証の利用を積極的に推進します。

2. 期中管理部門**(1) 「とくしま中小企業支援ネットワーク」の活用**

ネットワークのハブ機能を活かして、代表者会議、幹事会議、連絡会議を開催し、新たな施策について情報共有を図るとともに、経営改善、事業再生、創業支援、事業承継等に向けた連携を一層強化します。

(2) 「経営サポート会議」による支援

期日前管理を行うことにより、緊急度・重要度に応じて金融調整や経営改善計画の策定等が必要な企業に対して「経営サポート会議」を開催し、積極的に経営支援・再生支援を推し進めます。

(3) 諸施策を活用した支援

中小企業再生支援協議会等の支援事業、中小企業経営力強化支援法に基づく事業、徳島県事業継続支援パッケージ事業などの諸施策を活用するとともに、「よろず支援拠点」との連携を強化して経営改善や事業再生に向けた多様な支援を行います。

(4) 「経営支援強化促進補助金」の活用

従来の経営支援、創業支援に加え、事業承継支援、生産性向上支援が対象として拡大された国庫補助事業を活用し、経営支援部と創業支援チームを改組した「企業支援部」が中心となり、外部専門家も交えた経営相談、経営診断、経営改善計画策定やその後のフォローアップ・モニタリングなどを進め、事業の円滑な実施を図ります。

(5) 事業承継の推進

事業承継が円滑に進むよう徳島県事業引継ぎ支援センター等と十分に連携しながら、事業の継続や雇用の維持に繋がる支援に積極的に取り組みます。

3. 回収部門**(1) 早期着手**

経営支援、期中管理部門と連携を図り、関係人や資産の状況等の早期把握に努め、回収方針を決定して、代位弁済後直ちに回収に着手します。

(2) 回収促進策の推進とサービサー活用

担保不動産や資産の処分、継続した弁済交渉等に努めるとともに、競売、破産事件等の進捗管理を強化します。また、ヒアリングや折衝記録の確認等により、きめ細やかな管理を行うことにより回収に繋がります。

サービサーに無担保求償権等の回収を委託し、管理回収の最大化を図ります。

(3) 管理回収業務の効率化と回収担当職員のスキルアップ

求償権の関係人の現状把握に努め、適切な回収方針のもと回収可能案件に注力します。

システムによる管理回収支援帳票を充実して活用することにより、管理回収業務の効率化を図るとともに、担当職員の金融法務知識の習得や交渉力向上を目指します。

(4) 多様な回収方法の活用

求償権回収においては、損害金減免、一部弁済による保証債務の免除等の手法を検討し、さらには事業再生・再チャレンジ等も視野に入れるなど適切な措置を講じます。

また、債務不履行先や長期化した求償権先には、適切な法的手続等を執り督促を強化します。

4. その他間接部門

(1) 関係機関との連携強化

中小企業支援機関等との間で締結した業務連携を更に充実し、中小企業の経営改善や事業再生等を加速させるとともに、創業支援によって地域の活性化に繋げていきます。

(2) 経営基盤の確立

今後の持続可能な保証協会のあり方を見据えながら、業務運営方針を推進していくための活力ある組織体制を形成し、地域に密着した保証協会をめざします。

(3) 広報活動の充実

保証協会の認知度向上に向けて、マスメディアの活用、ホームページや広報誌の充実を図り、その役割や取り組みを効果的に情報発信していきます。

(4) 人材の育成

若手職員を主体として、各種資格取得の促進や専門的知識向上に資する研修等へ積極的に派遣します。特に中小企業診断士の育成に注力し、経営支援体制の充実を図ります。

(5) CSR（社会貢献活動）の実践

小中学校・高等学校・専門学校・大学などと連携し、キャリア教育として各年代に合わせたプログラムを企画・実施することをCSR活動と位置付け、将来に向けた創業機運の醸成を図るとともに、保証協会の認知度向上に繋がります。

(6) 「信用補完制度の見直し」への対応

「信用補完制度の見直し」の方針に基づき、規律ある制度運営に留意しつつ、金融機関との適切なリスク分担を図りながら、企業のライフステージに応じた信用供与を果たします。

また、金融機関と協調して経営支援・事業再生等の経営支援・事業再生等の促進を図り中小企業の経営改善や生産性向上に寄与します。

◆事業計画

(単位：百万円)

	金額	対前年度計画比	対前年度実績見込比
保証承諾	54,000	111.3%	103.8%
保証債務残高	132,000	97.8%	98.5%
代位弁済	2,000	87.0%	117.1%
実際回収	550	91.7%	93.1%

■ 平成29年度の重点取組み事項

平成29年度は事務所移転から5年となる節目の年です。

日銀のマイナス金利政策の影響による「超低金利状態の継続」によってもたらされる「保証料の割高感」や、国の「信用補完制度の見直し方針」に位置づけられた、金融機関とのリスク分担に伴う「保証付融資の減少」の恐れなど、マイナス要素により保証協会を取り巻く状況はますます厳しくなっています。とりわけ、国では信用補完制度の改革を進めるため、「信用保証協会法」や「中小企業信用保険法」、「信用保証協会向けの総合的な監督指針」などの改正が行われており、保証協会にとっては、「新時代の幕開け」ともいえる大きな転換期を迎えています。

このような中、情報を迅速に収集して、急激な変化に「しなやか」かつ「的確」に対応するため、「行動する保証協会」「現場主義」の徹底を図り、中小企業の皆さんに「頼りにされる保証協会」と言われるよう、次の4つのポイントを常に意識し、進化する「地域密着型協会」の確立に向けての取組みを強化してまいります。

◆連携の必要性

当協会単独では何もできない。国や連合会、県や金融機関をはじめとする関係機関との情報交換・連携がより一層必要となる。手にした情報をいかにフィードバックし、対応していくかが重要である。

◆組織の在り方が問われる時代

「保証協会の在り方」が大きく変わろうとしている。これからは協会自身の「組織の在り方」「業務の在り方」が問われてくる。当協会は、先取りして「総合支援機関」をめざして取り組んできたアドバンテージを活かして、さらに「一歩先の未来」を見据えながら対応していく。

◆地域密着型の総合支援機関の確立

「地域密着型の総合支援機関」を確立するために、当協会の「基本的な戦略」である「行動する保証協会」「現場主義」「頼りにされる保証協会」をさらに徹底していく。それを実現するため「7つの具体的な戦術」を実行していく。

◆認知度の向上と職員の自己研鑽

対外的に当協会の存在感をアップしていくとともに、職員一人ひとりが資格を取るなどして常に自分を磨く努力をしていく。

進化する「地域密着型協会」の確立に向けての取組みを強化

1. 揺るぎない経営基盤の確立

(1) 経営支援・創業支援機能の充実

- 企業のライフステージに応じた支援を強化するため、経営支援部と創業支援チームを再編し「企業支援部」を設置。「事業再生」担当参事、「地方創生」担当参事を新設。
- 企業支援部には「経営支援課」と「創業推進課」を設置。
- 小口の返済緩和企業を減らすための支援策を検討する「事業再生推進チーム」を設置。

(2) 保証推進体制の充実

- 金融機関営業店と保証担当課による「保証連絡会議（アクティブミーティング）」を開催し、連携を強化。
- 保証推進に関する積極的な意見上申や保証実績数値の分析・検討を行う「保証推進強化チーム」を存続。

(3) 無担保債権回収体制の充実

- 無担保債権回収の促進を図るため、しなやかな回収にも対応できるよう女性職員も加えた「無担保債権回収強化チーム」を存続。

(4) 国の制度改革への対応

- 国の情報を早期に把握して的確な対応策を打ち出すことにより、中小企業支援の円滑な運用が行えるよう「信用補完制度見直し対策チーム」を設置。

2. 活力ある組織づくり

(1) 女性職員の能力の活用

- 「女性活躍推進プロジェクト2017」を設置。女性の目線から新たな保証商品や創業支援メニューの提案。

(2) 若手職員の能力開発のための体制づくり

- 若手職員の能力を引き出すための研修プログラム「若手職員能力開発塾」の立ち上げ。

3. 地方創生への貢献

(1) 創業支援体制の拡充・強化

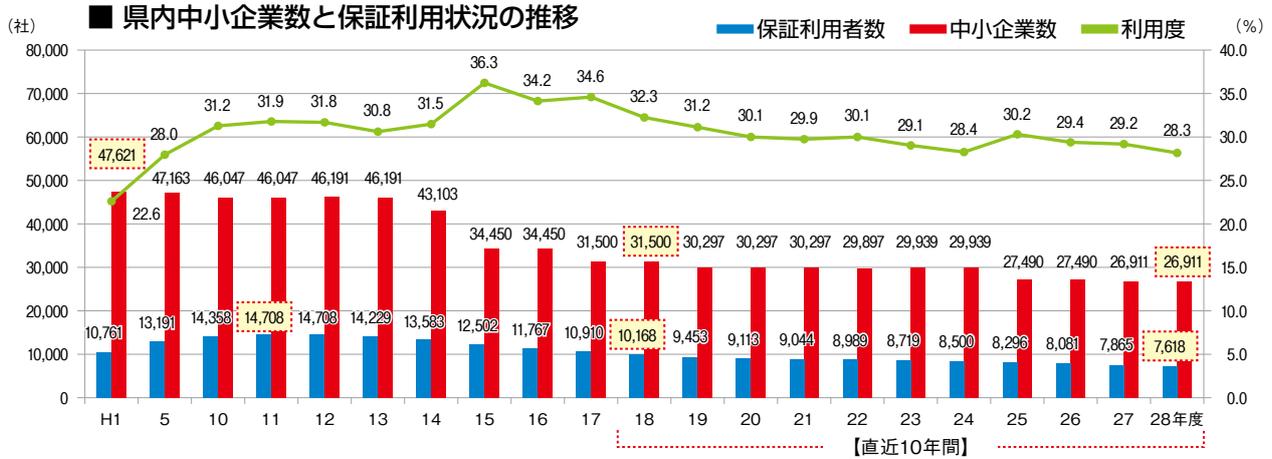
- 「創業推進課」による創業前相談から事業計画策定指導、各種イベント開催等、創業機運の醸成を図る。

(2) CSR（社会貢献活動）の実践

- 小中学校対象の「仕事セミナー」によるCSR（社会貢献活動）の実施。

中小企業を応援する「総合支援機関」として

当協会の目指すべき方向性について



● 背景

※保証利用者数 (7,618社) は、ピーク時 (H11年度14,708社) と比べて**48%減少**、直近10年間 (H18年度10,168社) でも**25%減少**。

※中小企業数 (26,911社) は、ピーク時 (H元年度47,621) と比べて**44%減少**、直近10年間 (H18年度31,500社) でも**15%減少**。

- 地域の需要の減退は、地域の活力の減退を招く。
 - ・人口減少と高齢化
 - ・人手不足
 - ・原材料価格等の高騰
 - ・国内外での競争激化



- ・事業者数の大幅減少
- ・地域の雇用の喪失

- 貸出先集中による金利競争の激化
 - ・超低金利の環境下における保証料の割高感

- 金融行政方針の転換
 - ・担保、保証に過度に依存しない融資の推進

● 国の「信用補完制度の見直し」

保証協会と金融機関の連携 (リスク分担) を通じた中小企業の経営改善・生産性向上

経営改善・事業再生の促進

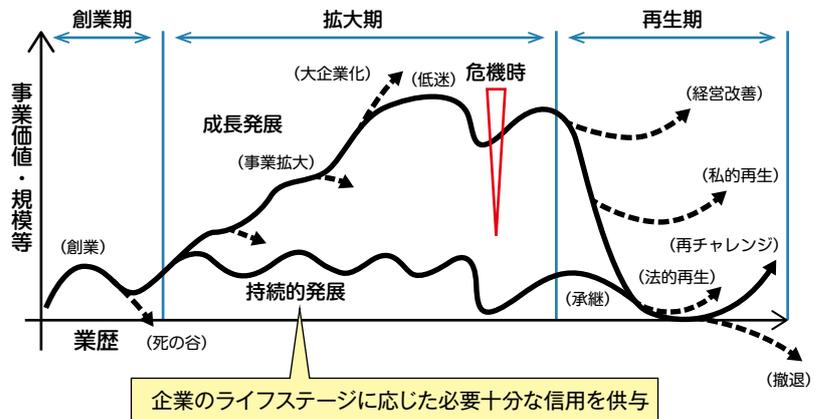
事業承継の円滑化

地方創生への貢献

創業支援の充実

小規模事業者向けの資金繰り支援拡充

セーフティネット保証による副作用の抑制と大規模な経済危機等への備え



● 当協会の方向性

地域の経済・雇用の担い手である県内中小企業・小規模事業者を力強く応援していく地域密着型「総合支援機関」として、保証による「金融支援」はもとより、「経営支援」「創業支援」に積極的に取り組みます。

保証による金融支援

- 「行動する保証協会」として現場主義の徹底、企業訪問・経営者面談等により地域の潜在的な保証需要を発掘します。
- 「信頼される保証協会」として、中小企業・小規模事業者に寄り添い、力強く応援します。

経営支援

- 関係機関との連携を深め、中小企業を強力に支援できる体制を構築するとともに、事業再生や事業承継等に繋がるような施策を展開して中小企業に伴走した支援体制を強化します。
- 改組した「企業支援部」が中心となり、各種取り組みを実施します。

創業支援

- 「年間100名」を超える創業者を当協会から安定的に創出することにより、地域の雇用創出と経済の活性化を図ります。
- 創業セミナー・イベント等を継続的に開催し、地域経済において創業機運が高まるよう努めます。

保証部門の重点取組み事項について

「行動する保証協会」として現場主義を徹底、企業訪問・経営者面談等により地域の潜在的な保証需要を発掘。「信頼される保証協会」として、中小企業・小規模事業者に寄り添い、力強く応援します。

2017 保証推進キャンペーン等の実施

- 国による「信用補完制度の見直し」の方向性が示されたことを受け、金融機関と協調して適切なリスク分担を図りながら、企業のライフステージに応じた切れ目のない必要十分な金融支援を行います。
- 事務所移転5周年事業として“絆”をコンセプトに、様々なキャンペーンを実施します。

1. 小規模事業者向けの資金繰り支援

拡充

地方創生ローン トラスト“絆”

金融機関営業店が推薦する小規模事業者の資金ニーズにスピーディに対応する小口資金の保証。これまで12,500千円(既存の協会付残高を含む)を上限として取り扱っていたものを**20,000千円まで拡充**。

新設

小規模事業者カードローン保証“絆”

保証金額5,000千円(平均月商の3倍以内)を限度として、小規模事業者の経営の安定に必要な資金に対応する**保証制度を創設**。
要件:業歴1年以上で1期以上の確定申告、最近2年間のいずれかの決算で利益計上、または法人においては債務超過でないこと。

拡充

県小口資金の金利・保証料率を優遇

徳島県、取扱金融機関のご協力により、小規模事業者を対象とした「小口資金」の**融資利率・保証料率の引下を実施**。

(最大0.4%引下)

〔融資利率1.9%→1.7%以内
保証料率0.3%~1.45%→0.3%~1.25%〕

2. 金融機関との連携強化

要件緩和

ツインローン“絆”(協調資金)

金融機関のプロパー資金との協調融資を対象とする保証。これまで**金額、担保・保証人は全て同条件**として取り扱っていたものを**今回、条件を撤廃し、協調融資を推進**。

金融機関との連携について

- 適正保証の推進 本部及び営業店との定期的な意見交換
- 勉強会等の開催 連携強化と信頼関係の構築

金融機関と連携しながら積極的に企業訪問を行い、企業のニーズや課題に応じたソリューションを提供。

3. 地方創生・地域活性化への貢献

好評により継続

広報サポート付保証トリプルA“絆”

金融機関の推薦を受けたユニークな取組みを行う中小企業者に対し、資金とセットでマスコミへのプレスリリース作成・配信等の広報サポートを行う保証。

【29年3月末実績】

承諾19件、保証金額348百万円→うち、**15社(約8割)**が徳島新聞等で取上。



徳島新聞(H28.11.19)

新設(愛称:せとうち“絆”保証)5月取扱開始

「ぐるり瀬戸内活性化保証」の創設

【せとうち7県の保証協会による統一保証制度の創設】

瀬戸内観光の活性化に必要な資金の提供により、瀬戸内ブランドの価値向上、新たな観光需要を創造し、地方創生に貢献。

保証料率を一律0.1%引下げ



せとうち DMO

4. 経営改善・事業再生・事業承継の支援強化

拡充

ステップアップローン“絆”(借換資金)

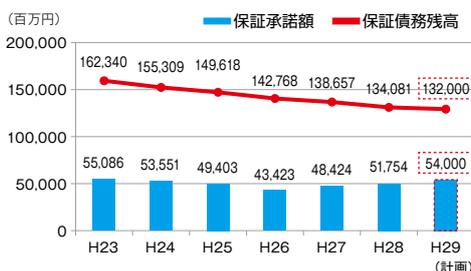
当協会付融資の利用残高があり、現在返済緩和等の条件変更対応を受けている方で、一定の期間内に返済の目途がある場合の借換資金を対象に前向き資金を提供する保証。今回、メリットとして**当協会の「専門家派遣事業」が利用可能**となるように変更。

新設

アシストローン“絆”(事業承継資金)

事業承継に必要な資金を対象とする保証。なお、徳島県事業引継ぎ支援センター又は取扱金融機関の支援を受けて策定した事業承継計画に基づく取組みを行う方については、「徳島県事業引継ぎ支援資金」(新設)の利用が可能。

保証承諾額及び保証債務残高の推移



保証推進強化チームの活用

「保証利用度の向上」「一定の保証債務残高の確保」「新規保証先の開拓」を目的として、各部から選抜された職員で構成。

- 金融機関への保証推進
- 小規模事業者への保証推進
- 協会内部・関係機関との連携

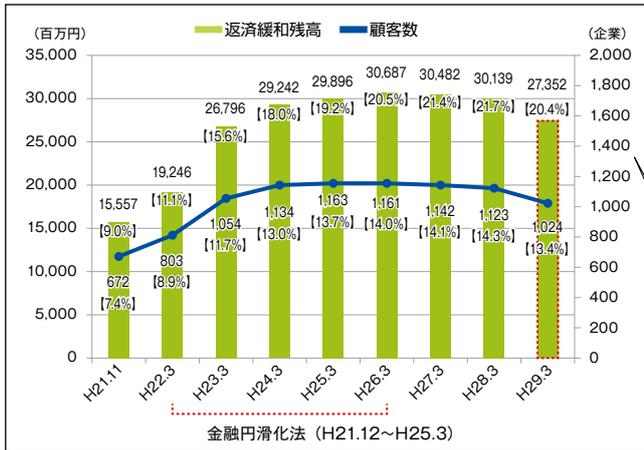


定期的なミーティングを実施

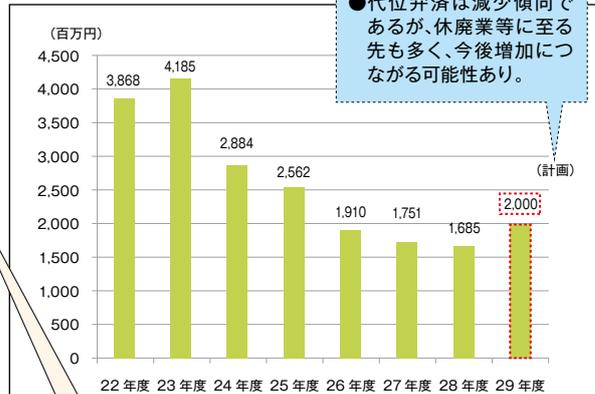
経営支援部門の重点取り組み事項について

「とくしま中小企業支援ネットワーク会議」を構成している金融機関や支援機関等との連携を深め、中小企業を強力に支援できる体制を構築するとともに、事業再生や事業承継等につながるような施策を展開して中小企業に伴走した支援体制を強化します。

返済緩和状況の推移



年度別代位弁済の推移



●代位弁済は減少傾向であるが、休廃業等に至る先も多く、今後増加につながる可能性あり。

地域経済の浮沈をも左右しかねない保証債務残高全体の約2割を占める返済緩和企業の正常化に向けて積極的に取り組みます。

組織体制の充実強化

●経営支援部と創業支援チームを再編し「**企業支援部**」を設置。「事業再生」と「地方創生」のそれぞれを担当する参事を新設。



【事業再生担当参事】……再生期にある中小企業の円滑な着地の手助けを実施。
 【地方創生担当参事】……連携協定を締結した大学の創業関係講座の講師、他団体の創業セミナーの講師・相談員、キャリア教育などのCSR活動に従事。

●企業支援部には、企業の経営改善をサポートする「**経営支援課**」と、地方創生への貢献の観点から起業家の育成・支援を担当する「**創業推進課**」を設置。

●返済緩和状態の企業数を減らすため、債務残高5千万円以下の小口リスク先を対象として支援策を検討する「**事業再生推進チーム**」を設置。

関係機関との連携強化

「とくしま中小企業支援ネットワーク会議」を構成している金融機関や支援機関等との連携を深め、各機関同士が有機的に機能を発揮できる体制を強化。

「とくしま中小企業支援ネットワーク」の活用

ネットワークのハブ機能を活かして、代表者会議、幹事会議、連絡会議を開催し、新たな施策について情報共有を図るとともに経営改善、事業再生、創業支援、事業承継等に向けた連携をより一層強化します。



代表者会議(H29.2.15)

とくしま産業振興機構との連携

とくしま産業振興機構との連携強化により、相談体制の強化、専門家派遣や創業支援等で相互に協力することで、中小企業に対しワンストップかつ迅速な支援を実施。特に「徳島県よろず支援拠点」との連携を強化して経営改善等に向けた支援を行います。



振興機構との覚書締結(H29.2.7)

個別企業に対する経営支援・再生支援の強化

事業再生や事業承継等につながるような施策を展開して金融機関や支援機関とともに、中小企業に伴走した支援体制を強化。

「経営サポート会議」の活用

期日前管理の一環として、緊急度・重要性に応じて金融調整や経営改善計画の策定等が必要な企業に対し、「経営サポート会議」を開催し積極的に経営支援・再生支援を推し進めます。

【平成28年度実績】 244回 → 【平成29年度計画】 300回

拡充 「経営支援強化促進補助金」の活用

従来の経営支援、創業支援に加え、事業承継支援、生産性の向上を目指す企業が支援対象として拡大された国庫補助事業を活用し、「企業支援部」が中心となり、経営改善計画策定等、企業にとって適切な解決につながる支援を推進します。

経験豊富なベテラン職員2名を配置

各種施策を活用した支援

中小企業再生支援協議会、経営改善支援センター、徳島県事業継続支援パッケージ事業などの諸施策を活用し、経営改善や事業再生に向けた多様な支援を行います。

また、事業承継が円滑に進むよう徳島県事業引継ぎ支援センターを活用し、事業の継続、雇用の維持につながる支援に積極的に取り組み、地域経済の活性化に寄与します。

創業支援部門の重点取組み事項について

地方創生の流れを加速させるべく、これまでの「女性」「若者」に加え、まちを活性化する「移住創業者」並びに「スモールビジネス起業家」に焦点を当て、各種支援策を展開し、創業機運の醸成を図ります。

創業機運の醸成・人材育成 「安定的な地域雇用創出」に向け、関係機関との連携を深め、オール徳島で「創業」を応援をしていきます。

1. 「地方創生」への取組み強化

新規

UIJターン創業者の支援

- ・中小企業基盤整備機構が運営する首都圏の交流施設で、1ターンの起業家を招いて移住創業を促進するネットワークイベントを開催。
- ・とくしま移住×創業促進ネットワーク（県、事業引継ぎセンター、商工会議所、日本公庫等）へ参画し、移住創業を促進、支援。

「とくしま創生アワード」・「まちしごとファクトリー」への参画

- ・アワード運営協議会（県）へ参画し、地域再生の取組みを支援。
- ・徳島大学、徳島新聞社と連携した創業塾の開催。



新規

創業保証利用者交流会（ユーザー会）の開催

これまで当協会がサポート（創業保証）した累計企業数が500社を突破したことをうけ、創業保証を利用された方を対象とした「交流会（ユーザー会）」を開催。

創業者間のネットワーク構築を支援！

2. 「女性」創業者を積極的に支援

新規 「女性社長のかばん持ち」の実施

女性創業希望者が阿波女あきんど塾（女性経営者の集まり）の女性社長に密着して社長体験を行い、創業マインドの発揚につながる取組みを実施。

新設 「女性創業者のためのプレゼン向上セミナー」の開催

女性創業予定者に対して、事業計画の作成に留まらず、メイク講座や発声講座などプレゼン（見せ方）スキルを学ぶ講座を開催。

3. キャリア教育を通じた「若者」への支援

県内3大学との連携講座の開催

連携協定を締結している四国大学、徳島文理大学、徳島大学と「ビジネスプラン作成演習」などの実践的な講座を開催。



ベンチャーインターンシップ「社長のかばんもち」

大学生に対して元気な若手経営者と交流する機会をつくり、地元で創業する意識の醸成に繋がる取組みを実施。



「しごとセミナー」の実施

小中学校を対象とした「出前講座」を実施

【H29計画】
30校



創業者の発掘・育成、そして「金融支援」の実施へ

「創業するなら保証協会へ」のキャッチフレーズのもと、これまでの取組みをさらにバージョンアップ！

1. 「創業前相談窓口」「休日創業相談会」の実施

創業前からの手厚い支援の実施
【H29年度目標：休日相談20名、創業前相談250社】

2. 創業ノウハウの提供

- ①創業リーフレットの発行 **NEW**
資金調達ほか充実した創業支援情報の提供
- ②創業の手引き・事例集の発行（増刷）



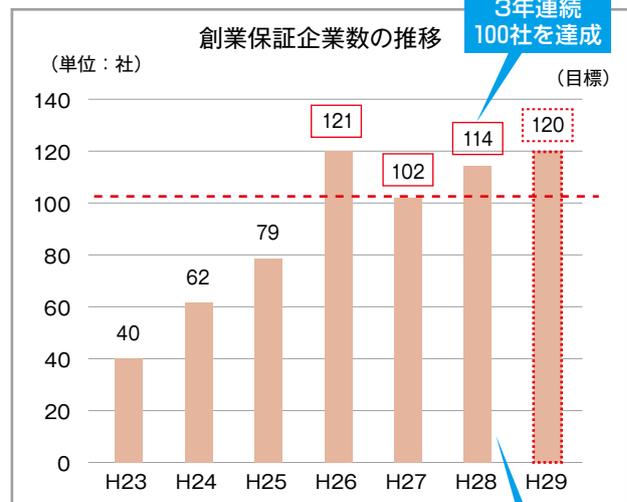
3. 「保証付融資」による金融支援

①県創業者無担保資金の活用
保証料率の引下げ（1.0%→0.5%）を継続するとともに、女性創業者への金利（1.6→1.2%）、保証料（0.3%→0%）優遇を引き続き行い、「女性」の創業を促進

②創業者向けの新たな保証制度の創設 **NEW**
県内5市（鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、美馬市）において今年度より新たに創設

4. 創業後のフォローアップの実施

継続的にきめ細やかなモニタリングの実施
【H29年度目標：モニタリング件数300社】

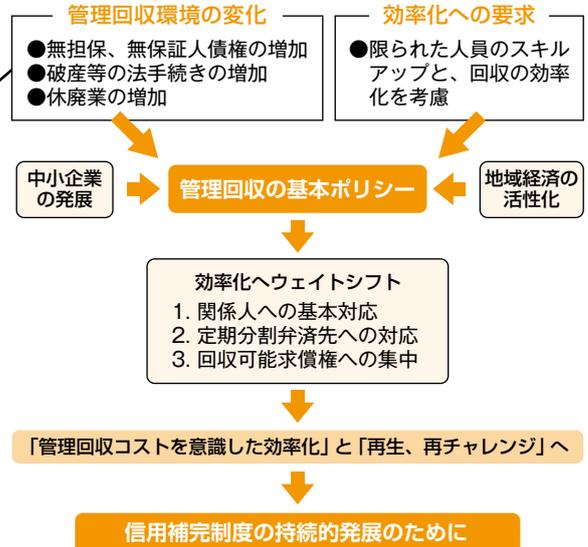
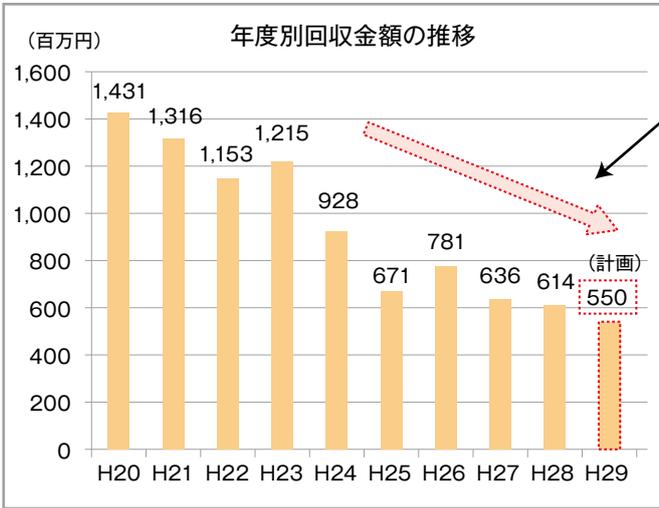


平成23年度に本格的に「創業支援」に取り組み開始以来、当協会がサポート（創業保証）した累計企業数が500社を突破

「年間100名」を超える創業者を当協会から安定的に創出し、地域の雇用創出と経済の活性化を図ります。

管理回収部門の重点取組み事項について

無担保・無保証人求償権が増加している状況のなか、限られた人員のスキルアップを図り、回収の効率化を考慮しつつ、事業再生・再チャレンジ等も視野に入れながら、多様な回収方法を駆使して回収の最大化を図ります。



重点取組み事項

1. 各項目における具体的な取組み事項

① 早期着手・早期回収

- ・経営支援、期中管理部門との連携強化
- ・関係人の状況や資産状況等の把握
- ・回収方針の決定と面談交渉

② 多様な回収方法の活用

- ・事業継続、分割弁済中の求償権先については、事業再生支援、損害金減免、一部弁済による保証債務の免除等の手法を検討。
- ・債務不履行先や長期化した求償権先については、適切な法的手続等を執り督促を強化。

③ 回収促進策の推進とサービサーの活用

- ・担保不動産や資産の処分、継続した弁済交渉
- ・競売、破産事件等の進捗管理の強化
- ・コンビニ収納の活用



保証協会



サービサー

サービサーの活用について

- ・求償権管理の効率化
- ・無担保案件の回収合理化
- ・長期未解決案件の対応

【検討】 設立当初のメリットが活かしているかどうか、状況変化を踏まえた今後のあり方はどうかを検討。

2. 人材育成、回収担当職員のスキルアップ

無担保債権回収強化チーム

無担保債権回収の充実を図るため、経験豊富な職員と若手職員が一緒になり、無担保案件の督促・回収事例を共有することで回収業務のスキルアップを図ります。

法務研修、OJT、事例研修の実施

回収担当職員の金融法務知識レベル、交渉力の向上を目的とした研修を実施します。

広報部門の取組みについて

保証協会の認知度を高め、存在意義を広く理解してもらうため、情報発信や広報活動をより一層充実させます。

広報活動の充実と効果的な情報発信

- ホームページや広報誌「保証月報」の充実
- マスメディアの活用
→ 徳島新聞やニッキンなどマスコミへの情報提供
- 地元新聞社・放送局を通じた情報発信
→ 広告枠や徳島新聞の紙面広告によるPR
- 「ディスクロージャー誌」の発行
→ 協会の現況を積極的に公表

今年度84回の掲載実績
(前年度は年間45回掲載)

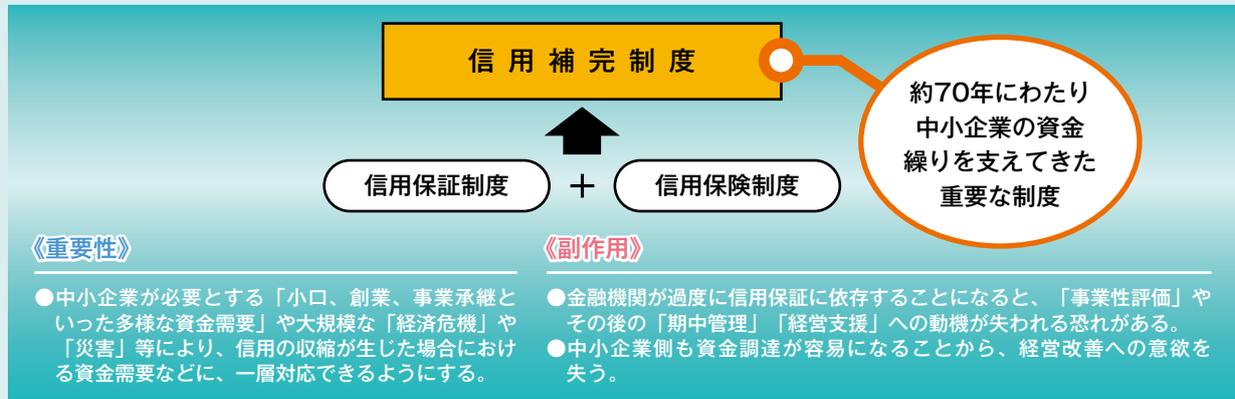
【マスコミ等掲載実績】

分野/社名	徳新	日経	ニッキン	ほか	合計
保証	20	1	3	0	24
創業	34	3	6	3	46
代弁ほか	11	0	1	2	14
合計	65	4	10	5	84

中小企業信用保険法・信用保証協会法等の改正について（概要）

「信用補完制度の見直し方針」を具現化するための法律改正案が、去る6月7日に成立し、同月14日に公布されました。

《法改正の趣旨・背景》



そこで、国では信用補完制度を通じて、中小企業の「経営改善・生産性向上（経営の改善発達）」を促進するため、新たなセーフティネットとして「危機関連保証の創設」や「小規模事業者等への支援拡充」を行うとともに、保証協会と金融機関の連携による中小企業の「経営の改善発達の支援の強化」等の施策を講じる必要があることから、中小企業信用保険法や信用保証協会法などの一部を改正することとなったものです。

金融機関との連携による「中小企業の経営の改善発達の支援の強化」の実現へ

《法改正の概要》

I. 中小企業信用保険法の一部改正

セーフティネット保証の
機能強化

(1) 新たなセーフティネット保証の創設

・大規模な経済危機、災害等の事態に際して予め適用期限を区切って迅速に発動できる新たなセーフティネットとして保証割合100%の「**危機関連保証**」を創設。

小規模事業者向け
支援の拡充

(2) 小規模事業者への支援拡充

・小規模事業者の持続的発展を支えるため、保証割合100%の**特別小口保険の付保限度額を1,250万円から2,000万円に拡充**。

II. 創業・事業承継についての中小企業信用保険に関する法律の一部改正

創業チャレンジを促進

(1) 創業関連保証の付保限度額を拡充

・創業チャレンジを促すため、保証割合100%の「創業関連保証の付保限度額」を**1,000万円から2,000万円に拡充**。

事業承継の一層の促進

(2) 事業承継資金の借入を信用保険の対象に

・事業承継を一層促進するため、法の認定を受けた中小企業の代表者個人が**承継時に必要とする株式取得資金等を信用保険の対象に拡充**。

III. 信用保証協会法の一部改正

信用保証協会業務の拡充

(1) 信用保証協会と金融機関の連携等

・信用保証協会の業務に、**中小企業に対する「経営支援」を追加**するとともに、業務の運営に当たっては信用保証協会と金融機関が連携する旨を規定。

①信用保証協会が、金融機関の「プロパー融資」の状況や経営支援の方針等を確認しながら保証を実施することによる、「保証付融資」と「プロパー融資」を適切に組み合わせたリスク分担の実施。

②現行のセーフティネット保証のうち、不況業種に対する「5号」については、金融機関がより前面に立って、経営改善や事業転換等が促進されるよう、保証割合を現行の100%から80%に引下げ。

地方創生への一層の貢献

(2) 信用保証協会における出資ファンドの対象拡大

・信用保証協会が出資できるファンドの対象が、従前の事業再生ファンドに加え、**創業や中小企業の経営改善を支援することを目的とするファンドへの出資にも拡充**。

今後、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において、政令で定める日から施行されることとなっています。

■ 平成28年度事業概況

事業方針

当協会は、保証による金融支援はもちろんのこと、経営支援によって企業を支えるとともに、「創業するなら保証協会へ」のキャッチフレーズのもと創業支援にも積極的に取り組む、「中小企業を応援する『総合支援機関』として」を基本的運営方針として、平成28年度の事業計画を策定し、次のような取組みを行いました。

【保証部門】

中小企業にとってより身近な保証協会を目指して、企業訪問及び経営者との面談を積極的に推進し、直接的な働きかけにより顧客満足度の向上を図りました。また、「保証推進強化チーム」を設置するなど、金融機関との意見交換・勉強会等を通じ、適正保証の推進に努めるとともに、保証利用度の向上を図りました。

創業に関しては、創業前相談窓口・休日創業相談会及び創業後のモニタリングを積極的に実施するとともに、国の補助金を活用することにより、各種セミナーやイベントを開催し、創業機運の醸成に繋がりました。

【期中管理部門】

「とくしま中小企業支援ネットワーク会議」を活用し、経営改善、事業再生、創業支援について情報交換を行うとともに参加機関との連携を深めることにより、支援機能の充実を図ることに努めました。また、個別企業を支援する「経営サポート会議」の開催をはじめ、「中小企業再生支援協議会」などの諸施策を活用した経営改善に積極的に取り組みました。

また、「中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」の活用により、積極的な経営支援を実施しました。

【回収部門】

担保や第三者保証人のない求償権が増加するなど厳しい環境のもと、多様な回収方法の活用や保証協会サービスとの連携を図り、より効率的な回収に努めました。また、「無担保債権回収強化チーム」を設置し、督促・回収事例などの共有を通じて、担当職員のスキルアップを図りました。

【その他間接部門】

保証協会の認知度・利用度を向上させるため積極的な情報発信を行いました。

大学や関係機関との業務連携の覚書を締結し、連携強化を図るとともに地域貢献に努めました。

新たに「経営監査室」を設置し、コンプライアンス態勢の堅持に努めました。

また、各種プロジェクトチームを設置し、経営基盤の強化、組織の活性化、人材育成の強化を図りました。

さらには、「信用補完制度の見直し」方針に基づき、今後の対応策について検討を始めました。

平成28年度事業実績

【主要業務数値】

(単位:百万円)

区分	件数	金額	経営計画(金額)	対前年度計画比
保証承諾	4,697件	51,754	48,500	106.7%
保証債務残高	15,056件	134,081	135,000	99.3%
代位弁済	212件	1,685	2,300	73.3%
実際回収	—	614	600	102.4%

平成28年度における保証承諾額は、積極的に保証推進に取り組んだ効果もあって県制度を中心に伸張り4,697件、517億54百万円(計画比106.7%、前年度比106.9%)となり、2年連続して前年度を上回る結果となりました。

保証債務残高は、15,056件、134,081百万円(計画比99.3%、前年度比96.7%)と計画及び前年実績を下回りました。

代位弁済は、「経営サポート会議」による金融支援と一体となった経営支援を推し進めたことなどにより、企業倒産が抑制され212件、16億85百万円(計画比73.3%、前年度比96.2%)となり、5年連続して減少しました。

求償権回収については、無担保や第三者保証人のない求償権の増加等により、大変厳しい回収環境にある中、粘り強く地道な回収に努めた結果6億14百万円(計画比102.4%、前年度比96.6%)と計画を上回りました。

貸借対照表

平成29年3月31日現在

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	0	基 本 財 産	14,451,675,643
現 金	0	基 金	4,934,018,600
小 切 手	0	基 金 準 備 金	9,517,657,043
預 け 金	4,898,683,936	制 度 改 革 促 進 基 金	0
当 座 預 金	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金	4,269,197,212
普 通 預 金	1,045,072,644	責 任 準 備 金	809,165,715
通 知 預 金	0	求 償 権 償 却 準 備 金	164,281,361
定 期 預 金	3,840,000,000	退 職 給 与 引 当 金	517,435,110
郵 便 貯 金	13,611,292	損 失 補 償 金	0
金 銭 信 託	0	保 証 債 務	134,081,221,620
有 価 証 券	16,154,097,200	求 償 権 補 て ん 金	0
国 債	0	保 険 金	0
地 方 債	8,149,450,000	損 失 補 償 補 て ん 金	0
社 債	8,002,647,200	借 入 金	0
株 式	2,000,000	長 期 借 入 金	0
受 益 証 券	0	(うち日本政策 金融公庫分)	0
その他有価証券	0	短 期 借 入 金	0
新株予約権	0	(うち日本政策 金融公庫分)	0
再生ファンド出資	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成 資 金	0
動 産 ・ 不 動 産	589,561,666	雑 勘 定	2,572,867,005
事業用不動産	560,773,754	仮 受 金	401,764
事業用動産	28,787,912	保 険 納 付 金	76,351,730
所有動産・不動産	0	損 失 補 償 納 付 金	9,363,463
損失補償金見返	0	未 経 過 保 証 料	2,480,505,073
保証債務見返	134,081,221,620	未 払 保 険 料	824,216
求 償 権	561,244,143	未 払 費 用	5,420,759
讓 受 債 権	0		
雑 勘 定	581,035,101		
仮 払 金	8,784,930		
保 証 金	0		
厚 生 基 金	181,566,000		
連 合 会 勘 定	671,838		
未 収 利 息	34,872,280		
未 経 過 保 険 料	355,140,053		
合 計	156,865,843,666	合 計	156,865,843,666

預け金

適正な保証推進を促進するため、各金融機関へ預託しています。

有価証券

安全性を重視し、流動性・収益性の観点も考慮して運用対象を選定しています。

求償権

経理上の求償権とは、代位弁済累計額から、回収額、自己償却額、日本政策金融公庫からの保険金受領額等を控除した額です。

未経過保険料

当年度に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分について計上しています。

基本財産

株式会社の資本金に相当するものです。

収支差額変動準備金

将来の収支悪化に備え、対外信用力の維持と業務運営の安定化を図り、中小企業者の保証要請に的確に応えるための利益性の準備金です。

未経過保証料

受入保証料のうち、当該決算期間の未経過(次年度以降にかかる保証料)を計上しています。

収 支 計 算 書

平成28年4月1日～平成29年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額
経 常 収 入	1,774,003,536
保 証 料	1,420,586,394
預 け 金 利 息	591,237
有 価 証 券 利 息 配 当 金	217,115,673
調 査 料	0
延 滞 保 証 料	1,439,619
損 害 金	5,304,680
事 務 補 助 金	11,328,760
責 任 共 有 負 担 金	107,481,000
雑 収 入	10,156,173
経 常 支 出	1,599,195,576
業 務 費	820,953,564
役 職 員 給 与	432,409,080
退 職 給 与 引 当 金 繰 入	37,901,712
そ の 他 人 件 費	108,810,428
旅 費	7,010,890
事 務 費	102,436,977
賃 借 料	4,864,724
動 産 ・ 不 動 産 償 却	33,235,650
信 用 調 査 費	14,791,357
債 権 管 理 費	35,786,183
指 導 普 及 費	20,673,675
負 担 金	23,032,888
借 入 金 利 息	0
信 用 保 険 料	778,242,012
責 任 共 有 負 担 金 納 付 金	0
雑 支 出	0
経 常 収 支 差 額	174,807,960
経 常 外 収 入	2,261,054,814
償 却 求 償 権 回 収 金	51,564,238
責 任 準 備 金 戻 入	850,118,445
求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入	201,171,741
求 償 権 補 て ん 金 戻 入	1,157,970,390
保 険 金	1,050,022,978
損 失 補 償 補 て ん 金	107,947,412
補 助 金	0
そ の 他 収 入	230,000
経 常 外 支 出	2,357,602,930
求 償 権 償 却	1,370,949,323
譲 受 債 権 償 却	0
有 価 証 券 償 却	0
雑 勘 定 償 却	1,551,369
退 職 金	10,313,787
責 任 準 備 金 繰 入	809,165,715
求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入	164,281,361
そ の 他 支 出	1,341,375
経 常 外 収 支 差 額	-96,548,116
制 度 改 革 促 進 基 金 取 崩 額	43,358,584
収 支 差 額 変 動 準 備 金 取 崩 額	0
当 期 収 支 差 額	121,618,428
収 支 差 額 変 動 準 備 金 繰 入 額	60,000,000
基 本 財 産 繰 入 額	61,618,428

保証料

受入保証料のうち、当該決算期間に対応する額を計上しています。

信用保険料

日本政策金融公庫に支払う信用保険料の当該決算期間に対応する額を計上しています。

求償権償却

代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金、連合会(国)から受領した損失補償金、償却基準に従い回収不能と認められた求償権の合計額を計上しています。

求償権償却準備金

協会資産の健全性を保つ観点から、求償権残高に対して一定割合を積み立てています。(洗替え方式)

求償権補てん金

代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金、連合会(国)から受領した損失補償金からなっています。求償権補てん金を期末に戻入処理することにより求償権の償却を行います。

責任準備金

経済・金融動向の変化に伴う将来の不測の事態の備えとして、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。(洗替え方式)

基 本 財 産

【基本財産とは】

信用保証協会における基本財産とは、一般企業の資本金勘定に相当するものであり、信用保証業務遂行の結果生じることとなる損失の最終担保的な性格を有するものです。このため、当協会が健全な経営を行い、対外的信用を維持するためには、基本財産の保全・充実が不可欠です。

当協会が引き受けることができる保証債務の最高限度額は、定款の定めにより基本財産の42.8倍（定款倍率）と定められています。平成28年度末の基本財産は145億円となりましたので、当協会が引き受けられる保証債務の最高限度額は6,206億円となります。（定款倍率に対する消化率21.6%）

【基本財産の推移】

（単位：円）

年 度	基本財産	基 金	基金準備金	金融安定化特別基金
平成19年度	13,253,204,461	4,934,018,600	8,202,245,234	116,940,627
平成20年度	13,234,080,161	4,934,018,600	8,202,245,234	97,816,327
平成21年度	13,278,752,718	4,934,018,600	8,344,734,118	0
平成22年度	13,478,826,525	4,934,018,600	8,544,807,925	0
平成23年度	13,765,255,091	4,934,018,600	8,831,236,491	0
平成24年度	13,972,717,889	4,934,018,600	9,038,699,289	0
平成25年度	14,113,294,816	4,934,018,600	9,179,276,216	0
平成26年度	14,287,767,220	4,934,018,600	9,353,748,620	0
平成27年度	14,390,057,215	4,934,018,600	9,456,038,615	0
平成28年度	14,451,675,643	4,934,018,600	9,517,657,043	0

【基本財産の構成】

基本財産は、①基金②基金準備金で構成されています。

- ①基金は、地方公共団体、金融機関等により拠出された出えん金と金融機関等負担金で構成されています。
- ②基金準備金は、毎事業年度、決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた金額の累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

【基本財産の内訳】

平成29年3月31日現在

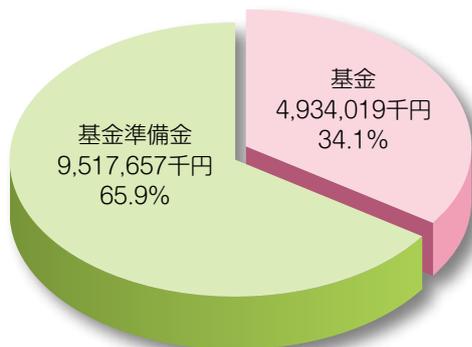
(単位:千円)

区 分	金 額	構 成 比
基 金	4,934,019	34.1%
出えん金	3,613,197	25.0%
(県)	3,310,200 ※	22.9%
(市町村)	263,892	1.8%
(金融機関)	38,330	0.3%
(業者・業者団体)	775	0.0%
金融機関等負担金	1,320,822	9.1%
(金融機関)	1,312,473	9.1%
(業者・業者団体)	8,349	0.1%
基金準備金	9,517,657	65.9%
基本財産合計	14,451,676	100.0%

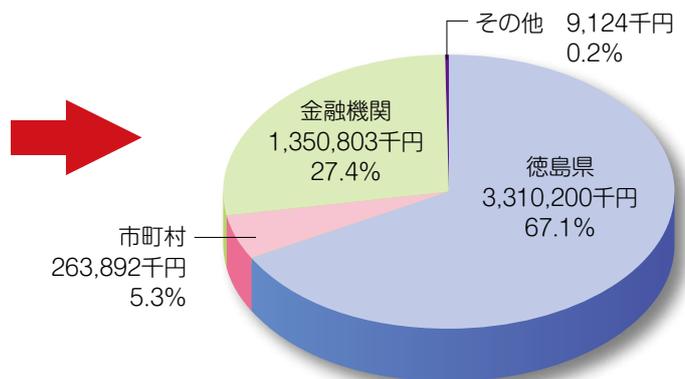
各項目の合計は、四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

※過去に金融安定化特別基金（中小企業金融安定化特別保証制度の実施に伴い創設された基金。平成21年度末をもって廃止。）を造成するために出えんされた額759,000千円は取崩し済のため、上記出えん金からは除外しております。

基本財産の構成



基金の内訳



平成28年度の経営計画に関する評価及び公表

当協会は、公益財団法人徳島経済研究所専務理事 田村耕一氏、公認会計士 原 孝仁氏により構成される「外部評価委員会」の意見・アドバイスを得て、「平成28年度経営計画の評価」を作成しました。「外部評価委員会」の意見・アドバイスについては、以下のとおりです。

※外部評価委員会開催日（平成29年6月15日）現在の役職

国内経済は緩やかな回復基調が続いているが、本県経済にはその実感が乏しく、「大都市と地方」「大企業と中小企業」との格差はますます開きつつあるのが実情である。

こうした中で、徳島県信用保証協会においては、年度経営計画の重点課題に積極的に取り組まれたことが認められた。

特に、保証承諾額が2年連続で前年度を上回ったこと、創業に係る保証を利用した企業数が3年連続で三桁台を達成したことなど、重点取り組み事項において大きな成果を上げていることは評価できるものである。

徳島県信用保証協会は、「総合支援機関」として、保証による「金融支援」に加え、「経営支援」「創業支援」に積極的に取り組むことを基本方針に、様々な取り組みを実施されているが、引き続きこの基本方針のもと、地域経済の活性化に取り組んでほしい。

個別的目標については、次の事項に留意の上、今後とも、経営計画を着実に遂行され、地域経済の安定と発展に貢献し、地方創生に寄与されることを期待する。

1. 県内景気は足踏み状態にあり、保証協会を取り巻く環境は厳しいものがあるが、その中で保証承諾が前年度を上回ったこと、保証債務残高についても減少幅が全国平均を大幅に下回っていることは評価できる。
県内の中小企業・小規模事業者の経営環境は、依然として厳しい面がみられるため、なお一層きめ細やかな対応をお願いしたい。
2. 関係機関が連携して支援態勢を堅持したことにより、代位弁済が抑制され、前年度を下回ったことは評価できるが、依然として返済緩和残高が全体の2割を占めており、引き続き関係機関と連携して、「経営サポート会議」をはじめ、「専門家派遣事業」等の各種施策を有効に活用して、中小企業の経営改善に努められたい。
3. 人口の減少や経営者の高齢化などにより、地域の事業者数が大幅に減少する中、創業支援のための各種セミナー・イベントを開催したほか、女性の創業を支援するなど創業機運の醸成に努め、創業保証の利用が3年連続で100企業を超え、さらに平成23年度以降で500企業を突破されたことは評価できる。今後とも、創業支援の充実・強化に努められたい。
4. 求償権の回収においては、第三者保証人や担保のない求償権の増加に加え、破産事件等が増加するなど回収環境が厳しくなっている中で、目標額を超える回収実績を上げたことは評価したい。今後とも、求償権管理の効率化・回収の最大化に努められたい。
5. 広報面においては、重点取り組みや現状をマスメディア・広報誌等、多様な媒体を通じて情報発信されたことにより、保証協会の認知度が向上してきていることは評価できる。
また、小中学生を対象とした「しごとセミナー」を開催するなど、キャリア教育を通じた社会貢献活動（CSR）を行っており、それらの活動が国において評価され、経済産業省の「キャリア教育アワード」奨励賞を受けたところである。引き続きその活動を継続されたい。
6. 保証協会を取り巻く環境が依然として厳しい中、各部門において一定の成果を上げ、その結果として収支差額122百万円を計上し基本財産を増強されたことは評価できる。
なお、収支差額が縮小傾向にて推移しており、今後とも、ガバナンスの充実とコンプライアンス意識の浸透を図りながら、経営基盤の強化を継続してほしい。
7. 地方創生の観点から、DMO等地域の観光需要を喚起する新たな取り組みを積極的に支援するとともに、一部の国家戦略特区において認められている農業分野に対する保証のほか、農業法人等に対しても柔軟に対応できるよう検討をお願いしたい。
8. 中小企業政策審議会の金融ワーキンググループにより、「信用補完制度の見直し」方針が示されているが、今後の法律や監督指針の改正に伴う運用面での変更について、早期の情報把握に努めるとともに、的確に対応できるようお願いしたい。

■ 当協会の主な取組み

組織体制の強化

◆ 新設部署の設置

～「CSR活動・検査体制の充実」～

当協会は、公的保証機関として、ガバナンスの充実強化とコンプライアンス意識の浸透を図りながら、中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化に努めておりますが、倫理や法令などの遵守、適切なリスク管理、その他業務執行の適正確保に向けて内部統制の強化を図るため、「経営監査室」を新設しました。

《経営監査室所管事務》

- マイナンバー制度の運用に対応するなど「情報管理の徹底」
- コンプライアンス遵守の徹底
- 検査・監査体制の強化・充実
- 経営分析、外部評価対応
- お客様相談窓口（苦情・要望）
- リスク管理
- 反社会的勢力対応管理

◆ 組織の活性化

～「女性活躍推進プロジェクト」をスタート～

「女性のキャリアアップ意識を醸成し、職員が活躍できる職場環境づくりのためにはどうすればよいか」「全職員の意識改革を促進するためには」などをテーマに取り上げ、意見を集約し提案していくための活動を行いました。

具体的な提案内容は、「イクボス宣言」や「各種サポート体制の充実」など、ワークライフバランスを重視したものや職員のキャリアアップ意識の醸成を図るための提言などです。



女性活躍推進プロジェクトのメンバー



提案書作成に向け議論する様子

◆ 経営基盤の強化

保証利用者数の減少、保証債務残高の減少基調に歯止めがかからない状況にあるなか、収支黒字を維持し経営基盤を強化していくには、「保証推進」「代位弁済の抑制」「求償権回収」に力を入れることが効果的であると考え、それぞれ「保証推進強化チーム」「経営・創業支援強化促進グループ」「無担保債権回収強化チーム」を発足させました。

～「保証推進強化チーム」の設置～

保証推進強化チームは、「積極的な保証推進」「小規模事業者への保証推進」「協会内部・関係機関との連携強化」の3つの側面から「保証利用度の向上」「一定の債務残高の確保」に向けた保証推進に取り組んでいます。

協坂保証部副部長をチームリーダーとして、

保証部、経営支援部、創業支援チーム及び総務部から選抜した職員6名で構成し、月1回開催の会議において、データ分析や保証推進策を協議しています。



保証推進強化チームのメンバー



保証推進に向けた熱い議論を交わす様子

～「経営・創業支援強化促進グループ」の設置～

国の「経営支援強化促進補助金」の補助対象として、新たに「創業者」が含まれることとなったことから、同補助事業の効率的・効果的執行が図られるよう、経営支援強化チームの枠を拡大し、創業支援チームの職員も加えた「経営・創業支援強化促進グループ」を設置しました。

～「無担保債権回収強化チーム」の設置～

無担保債権回収の充実、多様な回収方法の活用を図るため、経験豊かな職員を充てるとともに、しなやかな回収にも対応できるよう女性職員も配置しました。チーム内で回収事例を共有し合うとともに、回収業務にフィードバックできる『報告書』の作成を視野に活動しております。



回収事例を共有し合う、無担保債権回収強化チームのメンバー

◆人材育成の強化

若手管理職の幹部登用、女性職員の管理職登用など組織の活性化を図りました。

また、若手職員を中心に研修等に積極的に参加させるとともに、各種資格取得の奨励を行うなど、研修体制を充実させました。

《当協会の資格取得者》

○中小企業診断士	5名	○連合会信用調査検定（マスター）	9名
○社会保険労務士	2名	○基本情報処理技術者	1名
○行政書士	1名	○衛生管理者	2名
○宅地建物取引士	9名	○動産評価アドバイザー	5名

（平成29年7月末現在）



保証推進の取組み

「行動する保証協会」として「現場主義」を徹底、企業訪問・経営者面談等により地域の潜在的な保証需要の発掘に努めました。

「信頼される保証協会」として、中小企業・小規模事業者に寄り添い、力強く応援しました。

◆トップによる保証推進

当協会の里見前会長が、保証推進で金融機関を訪問し、日頃の保証推進のお礼と更なる保証推進へのご協力をお願いをしました。

金融機関とは、経営トップから実務担当者レベルまで各階層において情報交換、意見交換を定期的に行い、保証推進に努めました。



県内13の金融機関トップを里見前会長が訪問しました

◆保証推進キャンペーンの実施

◆保証料率割引キャンペーン

○特定社債保証制度の保証料率を**0.2%割引**

○短期事業資金（県制度）の保証料率を**0.2%割引**

申込時点において、当協会の残高がなく、申込人（法人の場合は代表者）が39歳以下の若手経営者に該当するもの

◆金融機関特別推薦保証の創設

○トラスト

小規模事業者の資金ニーズにスピーディに対応することを目的に、1,250万円（既存の協会付融資残高を含む）を上限として行う小口資金の推薦保証

○広報サポート付保証“AAA（トリプルA）”

金融機関の推薦を受けたユニークな取組みを行う中小企業者に対して、資金とセットでプレスリリース作成・配信等の広報サポートを行う保証



平成28年11月19日出の徳島新聞に掲載



保証月報12月号に掲載

◆金融機関向けのキャンペーン保証の推進

○ツインローン（協調融資）

金融機関のプロパー資金との協調融資を行うものを対象

○ステップアップローン（借換資金）

当協会付融資の利用残高があり、現在返済緩和等の条件変更対応を受けている方で、一定の期間内に返済の目途がある場合の借換資金を対象

◆功績店舗感謝状贈呈式

適正な信用保証の推進に貢献していただいた金融機関の店舗に、当協会から感謝状を贈る「平成28年度 功績店舗感謝状贈呈式」を6月6日（月）に開催しました。

今回は、平成27年度の保証実績に功績があった31店舗、新規保証推進に功績があった10店舗、創業保証推進に功績があった2店舗、あわせて延べ43店舗を選定させていただきました。



感謝状贈呈式の様子

◆^{ギャランティ}「Guarantee2016」の展開

当協会では、役員・保証部長と保証担当職員が顧客のニーズの掘り起こしと保証利用の促進のため、金融機関の窓口が開く午前9時に店舗訪問する「Guarantee 9」を平成26年にスタートさせました。

その後も「Guarantee 2015」、そして今年度は「Guarantee 2016」を実施。

金融機関の協力を得ながら、「現場主義」の徹底を図り、お客さまとの信頼性構築の第一歩として活動しました。



金融機関の方とお客さまを訪問する協会職員

◆保証業務講座の開催

この講座は、金融機関の融資及び渉外担当の若手行員の方々に信用保証制度についての理解を深めていただくとともに、中小企業金融の円滑化と適正保証の推進を図るために毎年開催しています。

当協会職員が講師となり、「保証申込みにおける留意点」「保証付融資における留意点」など、実務内容を体系的に解説。また、「保証付融資の事例研究」では、保証付融資を効果的に利用するにはどうすればよいか、グループごとに議論し、その結果を発表していただきました。



「保証付融資を効果的に利用するにはどうすればよいか」を考える受講生の皆さん

◆金融機関との勉強会

当協会では、金融機関の皆さんに信用保証制度について理解を深めていただき、これまで以上に保証付融資の利用を推進していただこうと、勉強会を開催しています。

28年度は、延べ9回開催しました。



勉強会の様子

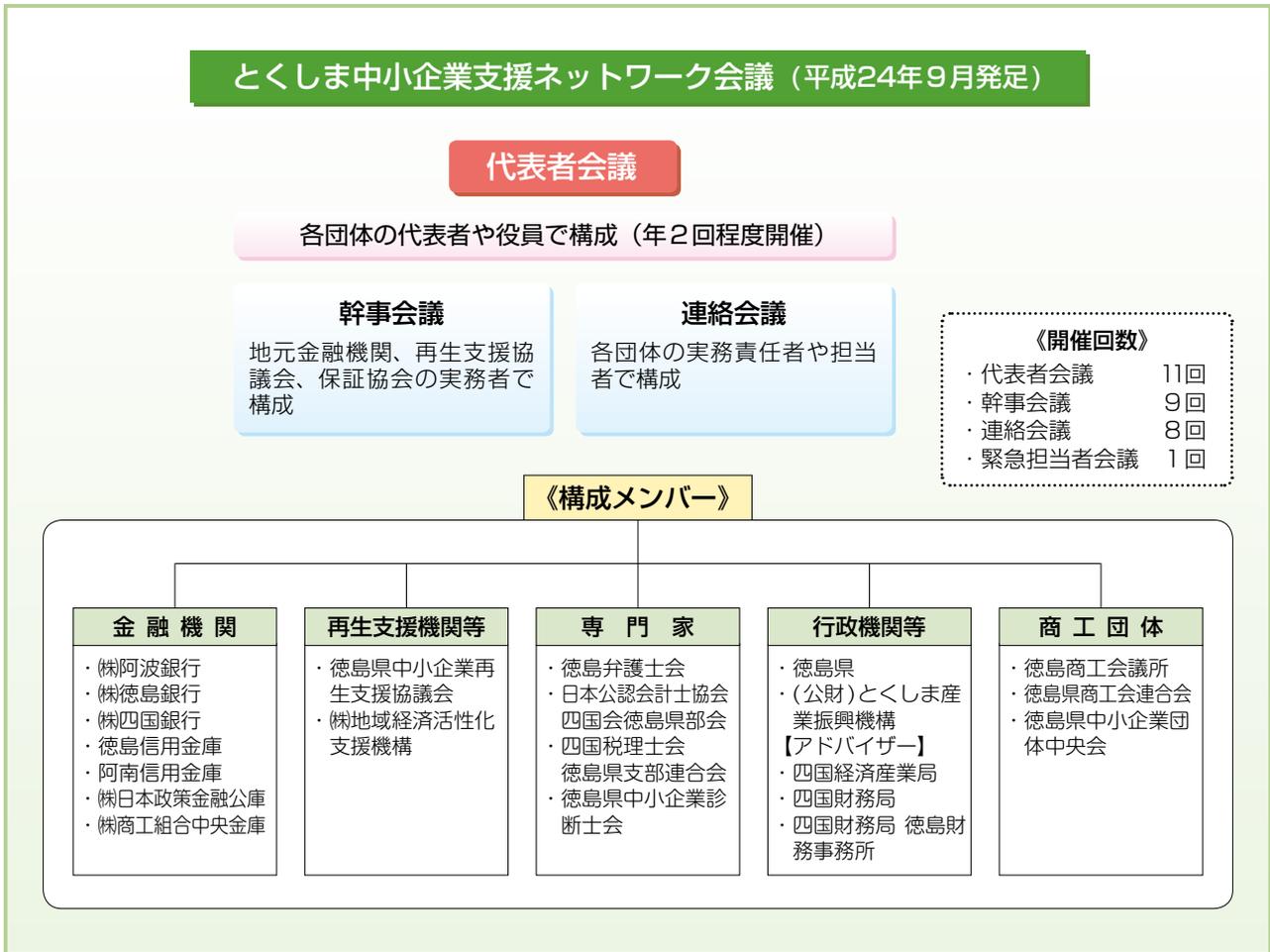
経営支援の取組み

◆とくしま中小企業支援ネットワーク会議の取組み

平成25年3月末の中小企業金融円滑化法期限切れを前に、中小企業者の間には不安感・閉塞感が高まっていた。それを払拭するため、各支援機関が連携して、情報交換や経営支援施策・再生事例の共有化で目線をそろえ、地域全体の「金融調整」「経営改善・事業再生」などの支援に積極的に取り組んで行こうと、当協会が事務局となって「とくしま中小企業支援ネットワーク会議」を設置しました。

当会議のメンバーには、当協会ほか、地元金融機関、行政機関、経済団体、土業団体など20団体に参画いただいております。

また、個別の中小企業者に対しては、保証協会を中心に、金融機関や当該事業者にお集まりいただき、金融調整や経営支援・再生支援など、あるべき支援の方向性について話し合う「経営サポート会議」を開催し、地域の関係機関と一体となって中小企業者の支援に取り組んでおります。



平成28年度 とくしま中小企業支援ネットワーク会議の実施状況

平成28年	7月20日（水）	第10回代表者会議
平成29年	2月15日（水）	第11回代表者会議
平成28年	9月8日（木）	第9回幹事会議
平成28年	11月15日（火）	第8回連絡会議

【第10回代表者会議の概要】

◆開催日 平成28年7月20日（水）

- ネットワーク創設の原点に立ち返り、テーマを「経営支援・再生支援」として開催しました。
- 計画の期限が迫る中、返済条件の緩和を受けている等、経営改善が必要な事業者にとって適切な解決につながる支援を、構成団体がより一層連携して支援していくことを確認し、「申し合わせ」を行いました。

◆主な議題

1. 国、県の施策の概要について
2. 「暫定リスク（原則3年以内）等、返済条件の緩和を受けており経営改善が必要な事業者に対する支援について」
 - (1)講演「暫定リスクの現状と今後の中小企業再生について」
中小企業再生支援全国本部プロジェクトマネージャー
佐藤 玲 氏
 - (2)経営支援・再生支援の状況報告について
 - (3)意見交換
 - (4)連携協力についての申し合わせ



中小企業再生支援全国本部
プロジェクトマネージャー 佐藤 玲 氏

【第11回代表者会議の概要】

◆開催日 平成29年2月15日（水）

- 「信用補完制度の見直しへの対応」を議題とし、信用補完制度の見直しの内容や国の動きについて、全国信用保証協会連合会の前田晃宏常務理事を講師としてお迎えし、ご講演いただきました。

◆主な議題

1. 信用補完制度の見直しについて
 - (1)講演「持続可能な信用補完制度について」
一般社団法人全国信用保証協会連合会 常務理事 前田 晃宏 氏
 - (2)徳島県信用保証協会の取組み
 - (3)金融機関の取組み
 - (4)意見交換
 - (5)中小企業へのメッセージ
2. 国・県の施策等について



全国信用保証協会連合会
常務理事 前田 晃宏 氏



第11回代表者会議の様子

◆経営サポート会議を活用した経営支援

経営サポート会議とは、返済緩和先企業と取引金融機関、保証協会の3者が一堂に会して情報の共有を行い、中小企業者の早期経営改善等を図ることを目的とした会議です。

期日前管理の一環として、緊急度・重要度に応じて、金融機関や改善計画の策定支援が必要な事業者に対し、関係者が集まる経営サポート会議を開催し、資金繰りの現状や経営改善計画の進捗状況の確認など積極的に行うなど、経営支援・再生支援を推し進めました。

平成28年度の開催実績は延べ244回（対象企業数234企業）。平成24年度から平成28年度までに延べ1,315回開催し、中小企業者の経営改善をサポートしました。

◆経営支援・創業支援強化促進事業による支援

条件変更等を行っている事業者に対する経営支援に加え、新たに地域経済活性化に向けた創業支援に対しても、全国で12億円の補助金（事業規模18億円）が割り当てられたことにより、当協会では事業規模を総額約1,700万円（平成27年度1,100万円）に拡充し実施しました。

本事業は経営の安定に支障が生じているお客さまに対し、当協会が主体となって積極的な経営支援を実施することにより、将来的な正常化に道筋をつけることを目的として、「経営・創業支援強化促進グループ」が行い、経営支援部が本事業を統括しました。

平成28年度取組み実績は次のとおりです。

	協会職員による 企業訪問回数	専門家派遣回数
経営支援関係	91	162
創業支援関係	8	6

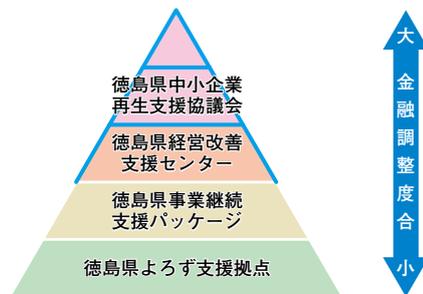


経営支援部によるサポート体制を充実

◆各種施策を活用した支援

徳島県中小企業再生支援協議会、徳島県経営改善支援センター、徳島県事業承継支援パッケージ等の諸施策を活用し、経営改善や事業再生に向けて、引き続き多様な支援を行いました。

- ・徳島県中小企業再生支援協議会 14件
- ・徳島県経営改善支援センター 24件
- ・徳島県事業継続支援パッケージ 8件



《主な支援施策》

◆業務連携による経営支援の強化

四国税理士会県支部連合会との業務連携

県内中小企業・小規模事業者の「経営の安定」や「経営基盤の強化」を図り、適正保証の推進、保証利用度の向上につなげるために、税理士会が持つ豊富な知識とネットワークの活用が不可欠であることから、9月12日（月）、四国税理士会徳島県支部連合会（筒井義文会長）との間で、中四国で初めてとなる「業務協力に関する覚書」を締結しました。

覚書の主な内容は、

- ・経営支援に必要な企業や創業後間もない事業者への税理士紹介
- ・保証協会と金融機関による経営サポート会議に税理士も加わり、個別企業を支援するなどの「経営支援」の取組み強化などを行うこととしております。



「業務協力に関する覚書」を締結し握手する四国税理士会徳島県支部 筒井会長（左）、当協会 里見前会長（右）

（公財）とくしま産業振興機構との業務連携

県内中小企業・小規模事業者の「経営支援」に連携して取り組むため、平成29年2月7日（火）、（公財）とくしま産業振興機構（酒池由幸 理事長）との間で「中小企業振興に関する覚書」を交わしました。「覚書」には、効果的な経営支援を推進するために、それぞれがもつ支援制度を相互利用できるようにするとともに、共同イベントを開催することなどが記されました。



「業務協力」について意見交換を行う（公財）とくしま産業振興機構の皆さん（左）と当協会役職員（右）

業務協力による具体的な取組み事項

- 中小企業・小規模事業者のための専門家派遣に関すること
- 中小企業・小規模事業者への経営支援及び金融支援に関すること
- 創業者等の支援に関すること
- 中小企業・小規模事業者への情報提供に関すること
- 展示会・商談会・セミナー等に関すること
- その他、中小企業振興に関すること

◆企業診断チームによる支援

当協会では、毎年度、中小企業の経営課題に関する解決策の提案と若手職員のスキルアップを図るため、中小企業診断士の資格を持つ職員を責任者とする「企業診断チーム」をつくっています。希望される中小企業の経営診断を行っており、平成22年度に取組みをはじめて以降、28年度末までに12企業の経営診断を実施しております。



分析結果について議論するメンバー



診断先企業へ報告する診断チームのメンバー

◆「ステップアップローン」による支援

返済緩和等の条件変更対応を受けている企業を対象として、既存の保証付融資の借換えにより資金繰りの安定化を図るとともに、経営改善につながる前向きな事業資金を支援。返済緩和先の正常化に向けた支援を行いました。



《「ステップアップローン」のご利用実績（平成28年度末）》

保証件数	保証金額
47件	764,542千円

創業支援の取組み

「創業するなら保証協会へ」のキャッチフレーズのもと、「女性」「若者」「地方創生」の3つを重点分野として、創業前の事業計画策定支援にはじまり、創業時において必要な資金調達をする際の保証、さらに、創業後3年間の定期的なモニタリングを行いました。

◆女性職員による創業支援

創業時に「保証付融資」を受けられた顧客の4人に1人が女性であることから、女性の創業意識の高まりに対応するため、創業支援担当者8名のうち女性職員を4名に増やし、女性ならではの視点を活かしたきめ細やかな支援を行いました。



創業支援チームの女性職員

◆女性のための創業支援

「女性のための創業アシスト交流セミナー

～女性が笑顔でかなえる創業の方法～」を開催

当協会では、「自ら事業をしたい」との思いを持つ女性に「一歩踏み出すきっかけ」の場を提供しようと、「女性のための創業アシスト交流セミナー」を6月18日（土）、徳島市のあわぎんホールにて開催しました。

セミナーでは、当協会の創業支援をご利用され創業された3名の女性創業者から「創業のきっかけ」「事業にかける思い」などについてお話しいただきました。

また、後半には、「女性が笑顔でかなえる創業の方法」をテーマに、7つのグループに分かれて話し合い、各グループの代表から発表していただきました。



「やりたい事業に対する熱意をもって、周囲に話を聞いてもらうことから始めましょう」と話す女性創業者の一人



グループでディスカッションする様子

「プチ創業のすゝめ」を開催

女性のライフスタイルに合った働き方として、小さな事業の立ち上げを提案する「プチ創業のすゝめ」を2月8日（水）、阿波観光ホテルで開催しました。

今回のセミナーは、当協会の女性職員が中心となって企画・運営したもので、女性が起業するにあたって必要な税務知識やライフプランについて専門家からアドバイスをいただきました。



ビジネスプランを立てる時、ライフイベントを書き出し、意識付けすることが成功の秘訣と話す講師



作成したライフプランを発表する参加者

◆若者のための創業支援

「しごとセミナー」

当協会は、社会貢献活動の一環として、若者のキャリア教育推進に協力するため、県内の小・中学校を中心に「しごとセミナー」を実施しています。創業支援チームの職員が学校を訪問し、「信用保証協会や金融機関の役割」、「働くことはどういうことか」、「夢をもつことの大切さ」などをテーマにしてお話しをしています。

平成28年度は26校を訪問。「しごとセミナー」を通じて、若者のキャリア形成のサポートに取り組みました。



「働くことはどういうことか」についての講義に耳を傾ける飯尾敷地小学校（吉野川市）の児童の皆さん

ベンチャーインターンシップ

「社長のかばんもち」

「社長のかばんもち」は、学生が実際に中小企業の社長の仕事を間近でみることで、経営のスピード感ややりがいなどを感じてもらい、創業や県内企業への就職意欲を高めるためのプログラムです。

これは、四国大学との「連携協力に関する協定」に基づき、28年度にスタートしたもので、学生の受け入れ先企業を4社紹介し、学生たちは実際に社長と行動をとりました。学生からは「社長の仕事を間近でみた経験を今後の就職活動に活かしていきたい」と語ってくれました。



社長から、実務について説明を受ける学生の皆さん

地元3大学での講義・セミナー活動

「ビジネスプランコンテスト」

当協会は、27年度の徳島文理大学、四国大学に続いて、28年度は徳島大学と「包括的連携協力に関する協定」を締結し、学生キャリア教育と地域の雇用創出、活力ある地域づくりの推進に向けたさまざまな連携事業を展開しています。

当事業のひとつとして、「ビジネスプラン作成実習」を行い、学生の夢や想いを事業化するために必要な知識や実践的手法を座学やグループワークを通して学びました。

講座の集大成として、「ビジネスプラン発表会」を実施し、最優秀賞や優秀賞を決定しました。

当協会は、地域の将来を担う学生の皆さんに、信用保証制度の社会的役割を知っていただくとともに、起業家育成のための創業支援を力強くバックアップしてまいります。



ビジネスプランを発表する徳島文理大学の学生の皆さん



四国大学が主催した「ビジネスプラン道場」の最終選考会の様子

◆地方創生に向けた創業支援

とくしま創生アワード 2016

当協会は、徳島を元気にするアイデアや人材を発掘し、支援する事業プランコンテスト「とくしま創生アワード」の運営に参画しております。この事業は、地域の課題解決や地域資源の有効活用を目指すプランを募り、県ゆかりの起業家とともにその実現を支援するもので、当協会のほか徳島県、徳島新聞社などで構成する実行委員会が主体となり今年度スタートしました。

11月11日（金）に行われた、徳島を元気にする事業プランコンテストの最終審査会が行われ、グランプリほか、各賞の受賞者が決定しました。



授賞式における記念撮影の様子



「まちしごとファクトリー2016」

当協会、徳島大学、徳島新聞社の3者が連携して、地域に根差したスモールビジネスの担い手の育成を目指す「まちしごとファクトリー 2016」が8月にスタートしました。2年目となる今年は、三好市、佐那河内村、小松島市の県内3か所で開催されました。

当協会は、小松島市で行われた地元のニーズに基づき事業計画を考える「まちしごと実験室」において、初心者でもビジネスプランが作成できるようサポートしました。

クロージングイベントでは、学生や主婦など9組の発表者による「ビジネスプラン・リレー・トーク」が行われ、徳島の特色を生かした独創的な内容や女性目線でのきめ細やかなビジネスプランを発表していただきました。



「どんな仕事があれば小松島が元気になるか」について意見を交わす参加者の皆さん

◆四国をあげての創業支援

「四国全域で新たな事業者を生み出していくにはどういった支援が必要か」を考えると同時に「四国全域での起業家の輩出と創業の一步を後押し」するため、10月16日（日）、四国4県の信用保証協会が共同で「しこく創業セミナーin徳島 ～創業するなら“四国”でGO!!～」を開催しました。



京都信用金庫理事
真下降三氏

創業支援の先駆者である京都信用金庫の真下降三理事を講師にお招きし、「京都信用金庫の創業支援の取組み」について講義いただきました。

また、四国4県それぞれの起業家の皆さんから、創業されるまでのエピソードや苦労話を交えながらの体験談、今後の抱負などについてお話しいただきました。



～パネリストトークの様子～
「四国の地域資源を利用した“まちづくり”」について、パネリストの皆さんから活発な意見がでました。

◆創業支援での連携

徳島大学との業務連携協定

当協会と徳島大学は、地域社会における両者の地域貢献のため「連携協力に関する協定」を5月20日（金）、締結しました。

これをきっかけとして、当協会では、「まちごとファクトリー事業」及び「とくしま創生アワード事業」へ参画いたしました。

当協会では、これら事業への参画を通して、創業支援に力を注ぐことにより、県内で雇用が創出・維持され、若者が生きがいを持って働ける社会が到来するよう、大学など関係機関との連携を深めていきます。



「連携協力に関する協定」を締結した
徳島大学 野地学長（左）と当協会 里見前会長（右）

徳島経済産業会館内での連携「AWAおこし隊」の活動

当協会や徳島商工会議所など経済産業会館に事務所を構える5団体の創業担当者でつくる「AWAおこし隊」のメンバーが三好市を訪問しました。

今回の訪問は、メンバーが創業支援に関わった方々の現状を知り、今後の支援策の参考とするため実施したものです。

創業された方々からは、「移住して創業した先で相談できる人を知っていたら、もっとスムーズに創業できたと思う」「新しい事業をやってみたいが、何をどうやって進めていけばいいのか、一人で考えてもわからない」など、創業して思ったことやご意見をお聞きました。これに対してメンバーから、「経営していく上で、何かわからないことや悩みがあれば、いつでも相談にのります」と答えました。



三好市の担当者から、古民家再生事業についての説明を聞くメンバー

◆創業ノウハウの提供

「創業の手引き・事例集」の発行

当協会では、創業に必要とされるノウハウや具体的な事業計画の作成方法、資金調達の進め方などをまとめた冊子を作製しました。

創業をお考えの方はもとより、創業に関心のある方、創業について知りたい方などのサポートガイドとしてお役立ていただきたいと考えております。



創業の手引き・事例集
「あなたの“夢”を応援します！
~創業するなら保証協会へ~」

◆創業保証先数が3年連続で100社達成

「創業前相談窓口」「休日創業相談会」「創業後のモニタリング」「創業イベント」「創業セミナーへの講師派遣、個別相談」など創業者に寄り添い、きめ細やかな支援を継続的に実施しております。

「創業するなら保証協会へ」をキャッチフレーズに「創業前相談」「休日創業相談会」を実施するとともに、創業セミナー等により創業機運の醸成を図り、「年間創業先100社」を目標にして、さまざまな創業支援に取り組んでまいりました。

創業保証先数は26年度に初めて3桁を記録し、28年度は「114社」と3年連続で「100社」を達成しました。

また、23年度の本格取組み開始から6年目となる今年度、創業保証先数の累計で「500社」を突破しました。



休日創業相談会の様子



女性向けの創業セミナーの様子



創業セミナー等で講師を務める当協会職員



「創業フェス!! Vol.2」に出展した当協会ブースの様子



「経営者Book de トーク」でのパネルディスカッションの様子

◆創業支援での受賞

当協会では、産業界による教育支援の取組みの奨励・普及するためのすぐれた教育プログラムを実施する企業や団体を経済産業省が表彰する「キャリア教育アワード」の奨励賞を受賞。東京で開催された表彰式において、経済産業省の伊藤大臣官房参事官から里見前会長に表彰状が授与されました。

当協会の活動を、多方面からご支援くださいました皆さま方のお力添えに深く感謝いたしますとともに、この受賞を励みとし、今後より一層、県内中小企業を応援する「総合支援機関」としての役割を果たすべく、積極的な事業展開をしてまいります。



表彰を受ける里見前会長 (右)

経営監査室の取組み

当協会は、毎年、コンプライアンス・プログラムを策定し、研修などを通じて継続的に実行改善することにより、コンプライアンスの遵守に取り組んでおります。

◆リスク管理の研修

11月9日（水）、情報セキュリティ研修を実施しました。研修の中で、具体的なセキュリティ対策を事件や事故事例等を交えながら、未然に防ぐための対策等について学び、情報セキュリティ対策の重要性についての知識の習得とともに意識の向上を図りました。



「情報セキュリティ対策の重要性」について熱心に受講する役職員

◆反社会的勢力の排除や不正利用防止への取組み

当協会は、反社会的勢力等に対して関係機関と連携し、断固とした姿勢で臨み、適正な信用保証に努めています。

10月7日（金）、徳島県警察本部組織犯罪対策課から講師をお招きし、「反社会的勢力との対応」についての研修を実施しました。



～研修の様子～
不当要求に屈せず対応する職員

◆防災訓練の実施

徳島経済産業会館（KIZUNA プラザ）に事務所を構える12団体と日頃から連携・協力し、合同研修や訓練等を実施しています。

3月3日（金）、同管理組合主催による総合防災訓練が実施され消火訓練を行いました。

続いて、当協会会議室に会場を移し、「心肺蘇生法の手順とAEDの使い方」について実技指導を受けました。



実際にAEDを使ってみる職員

◆「信用保証協会倫理憲章」の掲示

当協会事務所内の職務室7か所に「信用保証協会倫理憲章」を掲示し、信用保証協会役職員としての倫理意識の醸成と職場倫理の徹底に向けた啓発活動に努めております。



「信用保証協会倫理憲章」

◆BCP（事業継続計画）の制定

非常災害等の緊急事態が発生した場合の行動指針として、BCP（事業継続計画）を策定しています。この計画では、災害等緊急事態発生時の対策基準、安否確認の連絡体制や出勤体制等について規定しており、決められた手順に従ってシステム障害時の保証事務処理訓練等も実施しております。

広報活動

保証協会の認知度を高め、「顔の見える保証協会」として存在意義を広く理解していただくとともに、保証利用度の向上を図るため、広報活動に力を入れて情報発信に努めています。

◆ホームページの活用

情報発信の充実と事務の効率化を図るためホームページを開発しています。

保証制度や相談窓口のご案内をはじめ、当協会のさまざまな取組みなど、タイムリーな情報をお届けしています。

<http://cgc-tokushima.or.jp/>

徳島県信用保証協会 検索



◆保証月報の発行

毎月1回、当協会の広報誌「保証月報」を発行し、金融機関や関係機関の皆さまに配布しております。

制度改正や統計データ等についてタイムリーかつ正確な情報提供を行うとともに、当協会の取組み内容や活動内容などを掲載し、親しみやすい誌面づくりに努めています。



保証月報

◆ディスクロージャー誌の作成

当協会の情報公開誌として、毎年発行しています。

多くの皆さんに信用保証制度や当協会に対するご理解をいただくため、当協会の業務内容、事業計画、決算等を掲載しております。



2016年度版
ディスクロージャー誌

◆マスメディアへの情報発信

保証協会の認知度・利用度を向上させるため、マスメディアに対して積極的に情報発信を行いました。
28年度の情報提供による記事掲載は年間84回（前年度比186.7%）。

【マスコミ等掲載実績】

分野/社名	徳新	日経	ニッキン	ほか	合計
保証	20	1	3	0	24
創業	34	3	6	3	46
代弁ほか	11	0	1	2	14
合計	65	4	10	5	84

◆広告の掲載

多くの方々に当協会の取組みへの理解を深めていただくため、徳島新聞に広告を掲載しています。

中小企業を応援する「総合支援機関」として

保証による金融支援の充実
地域金融機関との連携強化を図るとともに、中小企業・小規模事業者向けに貸し出しの経費の負担軽減策を実施しています。

創業をお手伝い
創業を目指す方の実地・実用・創業前から創業に関するアイデアや不安、疑問などを解消し、各種申請の作成を一からお手伝いする「創業前相談窓口」を開設しています。

経営改善をバックアップ
経営サポート会議（季節的）を活用するなど、事業者の経営支援、再生素養を働き進めています。

女性活躍推進への取組み
雇用のワークライフバランス実現に向けて、職場環境の整備、働き方改革、女性職員の活躍を推進し、より活力と多様性をもった組織を目指しています。

徳島県信用保証協会 信用保証協会は、中小企業者の皆さまの保証人としての役割を担う公約機関です
TEL.088-622-0217 (内線) FAX.088-823-7633
http://www.cgc-tokushima.or.jp/

徳島新聞
平成28年4月25日（月）

総合支援機関をめざして ～平成28年度の重点取組事項について～

保証推進 キャンペーンの実施

- 特定社債保証**
保証料率0.2%割引！
資金調達の多様化ニーズに対応するため、保証料率一律0.2%割引！
対象企業：徳島県内中小企業 保証料率：貸付保証0.2%
保証料率：0.25%～1.7%
実施期間：平成28年4月1日～平成28年9月30日
- 短期事業資金（保制度）**
保証料率0.2%割引！
申込時において無担保で利用可能が高く、申込入札入札の増設に伴って28年度以下の新入札等に適用される場合に一律0.2%割引！
保証金額：1,000万円以内 保証利率：年2.5%以内
保証料率：年0.1%～0.2%

経営支援の取組み強化

- 経営支援・創業支援強化 事業（拡充）のより一層の活用
外部専門家を交えた「経営・創業支援強化促進グループ」が中心となり、より一層の経営支援に取組めます。
- とくしま中小企業支援ネットワーク会議の効果的活用
ネットワーク会議の活用、経営支援・創業支援・事業支援等に活用し効果的な連携体制を強化します。
- 経営サポート会議の積極的活用
季節的「経営サポート会議」を活用し、経営支援に充実を図ります。

創業支援のさらなる充実

- 「地方創生」への取組み強化
県、大学、新創社等との連携事業を活用し、地方創生への取組みを強化するとともに、積極的に情報発信を行います。
- 「女性」創業者の支援
創業を目指す女性や女性創業者を対象としたセミナーや交流会の実施など女性の創業を応援します。
- 「若者」へのキャリア教育
県内大学に関する創業講座の開催、小学生を対象とした「出前商業」の実施など、若者に対するキャリア教育を実施します。

徳島県信用保証協会 信用保証協会は、中小企業者の皆さまの保証人としての役割を担う公約機関です
TEL.088-622-0217 (内線) FAX.088-823-7633
http://www.cgc-tokushima.or.jp/

徳島新聞
平成29年2月13日（月）

◆パブリシティ活動

当協会は、「保証の推進」をはじめ、「創業支援」「経営支援」の取組みなど、多くの方にご理解を深めていただこうと報道機関への積極的な情報提供を行っています。



徳島新聞
平成28年5月19日(木)



徳島新聞
平成28年6月18日(土)



徳島新聞
平成28年6月21日(火)



ニッポン
平成28年11月4日(金)



ニッポン
平成28年12月9日(金)

◆保証月報表紙絵展の開催

6月18日（土）から24日（金）までの7日間、徳島市のあわぎんホールにて「保証月報表紙絵展～絵筆が奏でる ぶらりゆる旅～」を開催しました。

平成24年4月から保証月報の表紙には山内専務理事の描く透明水彩画を採用して、読者に話題を提供しています。今年が掲載5周年という節目になることから、表紙絵をご覧いただくことで、より多くの方々に保証協会を知っていただくとう「保証月報表紙絵展」を開催したものです。

開催期間中、延べ800人の方にご来場いただき、保証月報を飾った透明水彩画を通じて、保証協会をPRすることができました。



オープニングセレモニーでのテープカットの様子



透明水彩画展のリーフレット



職員から花束を贈呈される山内専務（右）

◆「徳島ビジネスチャレンジメッセ2016」に出展

当協会の出展ブースでは、「創業支援の取組み」のライドショーや創業者の事例を紹介したパネル展示、パンフレット配布による各種保証制度の説明などを行い、当協会の業務内容を来訪者にアピールしました。

また、「広報サポート付保証“AAA（トリプルA）”」を利用されたお客さまの商品を展示させていただき、来訪者に興味を持っていただきました。



展示した商品に興味を持って見る訪問者

◆阿波おどりへの参加

「徳島県信用保証協会KIZUNA連」が恒例の阿波おどりに参加しました。

役職員が揃いの浴衣姿で、地域の皆さんにご声援をいただきながら演舞場を元気いっぱいに踊りました。

県内外から多くの関係機関の皆さまにご参加いただき、KIZUNA連を盛り上げていただきました。



熱気あふれる演舞場を元気いっぱい踊るKIZUNA連

◆ポスター、パンフレット等の作成

全国信用保証協会連合会との共同制作のポスター並びに保証制度に対する理解を深めていただくための「信用保証制度のご案内」を作成しました。



ポスター



パンフレット

◆TVでの情報発信

四国放送の情報番組で、当協会の「総合支援機関をめざして」「創業支援の取組み」などについての情報発信を行いました。



創業者無担保貸付金 (無担保)

これから創業される方、創業後5年未満の方が対象

	一般枠	（高成長）成長加速枠	（高成長）成長加速枠
貸付利率	1.90%以内	1.60%以内	1.20%以内
保証料率	0.50%	0.10%	0.00%

※高成長事業計画の認定が必要

- 保証期間 運転資金6年以内、設備資金5年以内
- 保証総額 1,000万円以内



その他の活動

◆両立支援のための職場環境づくりを推進

～「イクボス宣言書」に署名～

職員が仕事と家庭の両立を図り、いきいきと働くことができる職場環境づくりを推進するため、2月7日（火）、里見前会長をはじめ役員および室長・部長など幹部職員が、「イクボス宣言書」に署名しました。

今後、「イクボス」を新しい上司像と捉え、全職員が仕事と家庭生活を両立させながら、いきいきと活躍できる職場環境づくりに積極的に取り組んでまいります。



役員及び幹部職員がイクボス宣言！！

◆四国地区信用保証協会親善野球大会で優勝！

6月4日（土）、徳島市のJ Aバンク徳島スタジアムにおいて、平成28年度四国地区信用保証協会親善野球大会が開催され、当協会が2連覇を達成しました。



優勝カップを手に、里見前会長を囲んで記念撮影

ギャランティ

◆「GUARANTEE杯」ゴルフコンペを開催

当協会主催のゴルフコンペ「GUARANTEE杯」を今年度は3回開催しました。

第3回 平成28年6月11日（土）

第4回 平成28年11月12日（土）

第5回 平成29年2月25日（土）

金融機関、経済団体、弁護士事務所などの皆さまにご参加いただいております。毎回楽しく有意義なラウンドを通じて、グリーンだけでなく仕事でも連携を深めているところです。



参加者で記念撮影

■ コンプライアンス

当協会は、高い自己規律に基づき、社会からの揺るぎない信頼の確立に向けてコンプライアンスの実践に役職員一丸となって、積極的に取り組んでいます。

これを実践していくために、基本方針として「信用保証協会倫理憲章」を制定し、役職員の行動指針として「具体的行動規範」を策定しています。

信用保証協会倫理憲章



具体的行動規範

1. 法令・ルール等の遵守

2. 誠実な職務の遂行

3. 守秘義務の履行

4. 職務上の地位と関係者との付き合い

5. コンプライアンス関連事項への対応

6. 反社会的勢力(不当要求行為)との対決

7. 外部からの苦情・トラブルへの対応

8. 職場の秩序の維持

9. 違反行為の報告

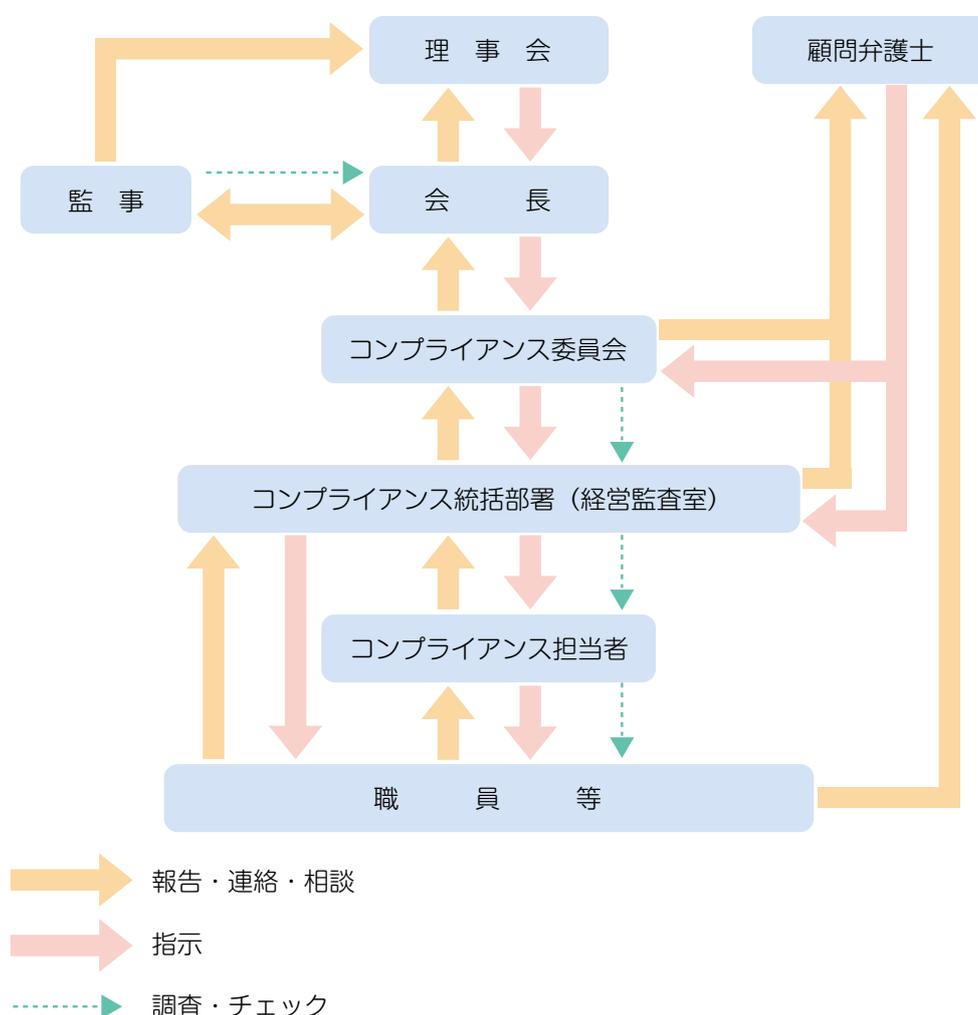
10. 懲 罰

コンプライアンスへの取組み

コンプライアンスについては、役職員全員の意識を高めるとともに、具体的な実践に結び付けることが重要と考え、次の取組みを行っています。

- コンプライアンスを推進し、コンプライアンス態勢の確立・維持を図るため「コンプライアンス委員会」を設置しています。
- 経営監査室をコンプライアンス統括部署と位置付け、「コンプライアンスマニュアル」の策定や整備を行っています。
- 具体的な行動計画を毎年策定し、遵守状況の把握、的確な評価などを行うため「コンプライアンスプログラム」を策定しています。

コンプライアンス組織体制図



反社会的勢力等の排除

当協会は、徳島県信用保証協会倫理憲章において反社会的勢力の排除を宣誓しているほか、信用保証委託契約書に反社会勢力排除条項を追加するなど、反社会勢力等の排除に向けて更なる取組みの強化を図っています。



■ 個人情報保護

個人情報保護宣言

当協会は信用保証協会法（昭和28. 8. 10法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1. 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2. 個人情報の取得・利用・提供

- (1) 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- (2) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- (3) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- (4) お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

3. 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

4. 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

5. 個人データの委託

- (1) 当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- (2) 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6. 保有個人データの開示・利用目的の通知

- (1) 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- (2) 請求の方法は当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参（または郵送）ください。
- (3) 個人データの開示および利用目的の通知につきましては実費相当額（1件につき500円）をいただきます。

7. 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- (1) 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- (2) お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用停止いたします。
- (3) お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- (4) 上記6、7の具体的な手続につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.（3）「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

8. 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9. 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所：徳島市南末広町5番8－8号

部 署 名：経営監査室

電話番号：088－622－0251

役員構成

(平成29年8月1日現在)

職名	氏名	備考
常勤理事	酒池由幸	会長
	山内茂昭	専務理事
	数藤淳一	常務理事
	湯浅正之	常勤理事
非常勤理事	朝日隆之	徳島県 商工労働観光部長
	遠藤彰良	徳島県市長会 会長
	泉理彦	徳島県市長会 副会長
	石川智能	徳島県町村会 会長
	長岡奨	株式会社阿波銀行 代表取締役頭取
	原浩一郎	株式会社四国銀行 取締役徳島営業本部長
	吉岡宏美	株式会社徳島銀行 代表取締役頭取
	山本忠義	徳島信用金庫 理事長
	中村太一	徳島県商工会議所連合会 会長
	山本紘一	徳島県中小企業団体中央会 会長
	岡本富治	徳島県商工会連合会 会長
	熊谷幸三	公益財団法人とくしま産業振興機構 理事長
	青木秀夫	協同組合徳島総合流通センター 理事長
栗飯原一平	一般社団法人徳島県トラック協会 会長	
常勤監事	高谷篤芳	常勤監事
非常勤監事	井関勝令	公認会計士
	足田光伯	四国大学 経営情報学部教授
非常勤顧問	本田尚	日本銀行 徳島事務所長



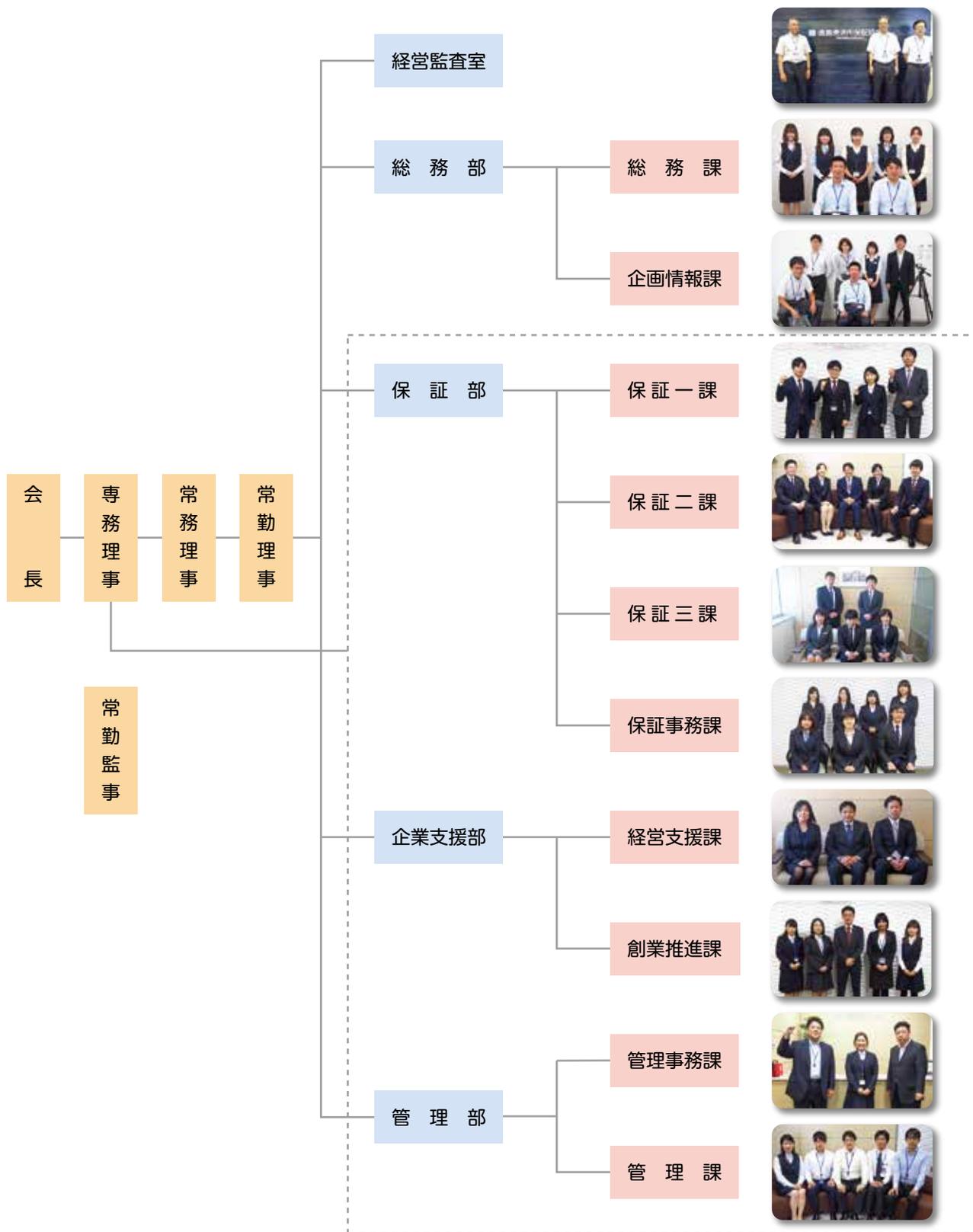
徳島県信用保証協会常勤役員

後列左から：高谷常勤監事、湯浅常勤理事

前列左から：数藤常務理事、酒池会長、山内専務理事

■ 機構組織図

(平成29年8月1日現在)



■ 事務お問い合わせ

部署名		電話	FAX	業務内容
経営監査室		(088) 622-0251		検査・監査に関する事項、コンプライアンスに関する事項 反社会的勢力への対応、お客様相談窓口等
総務部	総務課	(088) 622-0217	(088) 623-7633	定款・諸規程の制定、改廃、予算及び決算、人事、給与、経理、 資金運用、庶務、研修、他課の所管に属さない事項等
	企画情報課	(088) 622-0240 (088) 622-3298		事業計画、業務運営企画、業務推進統括、保証制度、広報、 業務統計、電算システム等
保証部	保証一課	(088) 622-0248	(088) 623-7632 (088) 656-8706	保証申込（条件変更）調査審査、金融相談、保証推進等
	保証二課	(088) 622-0247		保証申込（条件変更）調査審査、金融相談、保証推進等
	保証三課	(088) 622-0246		保証申込（条件変更）調査審査、金融相談、保証推進等
	保証事務課	(088) 622-0210		保証申込（条件変更）受付、保証書発行、保証料、貸付報告、 担保事務等
企業支援部	経営支援課	(088) 622-3419 (088) 622-8535		経営支援、経営相談、再生支援に係る調査審査等
	創業推進課	(088) 622-0254		創業推進・創業支援、創業相談、創業申込調査審査等
管理部	管理事務課	(088) 622-0219	(088) 623-9030	事故報告・期中管理、代位弁済、保険金請求・受領等
	管理課	(088) 622-0252		求償権の管理回収等

■ 業務担当区域



資 料 編

※各項目の合計は、四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

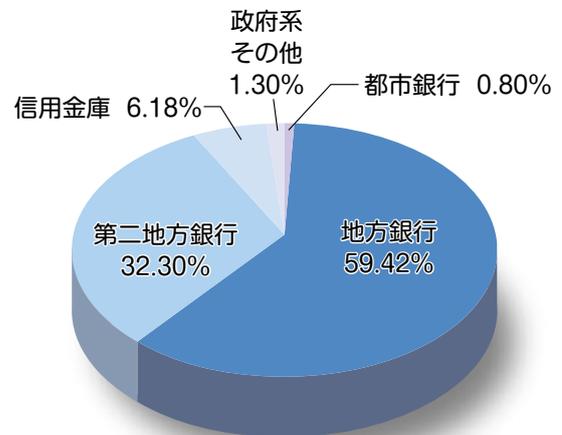
信用保証実績

金融機関群別保証状況（平成28年度）

保証承諾

（単位：百万円、%）

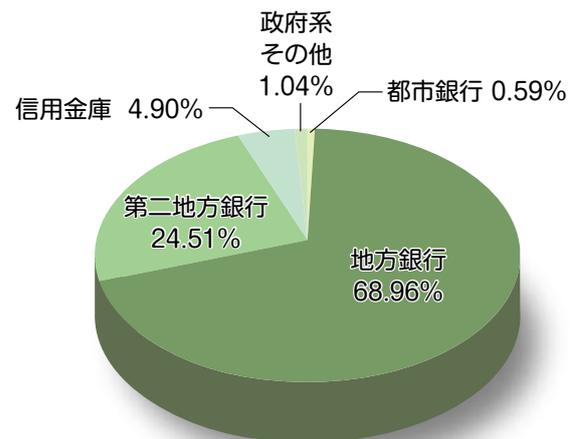
	件数	金額	構成比
都市銀行	9	412	0.80
地方銀行	2,691	30,755	59.42
第二地方銀行	1,431	16,719	32.30
信用金庫	526	3,196	6.18
政府系その他	40	672	1.30
合計	4,697	51,754	100.00



保証債務残高

（単位：百万円、%）

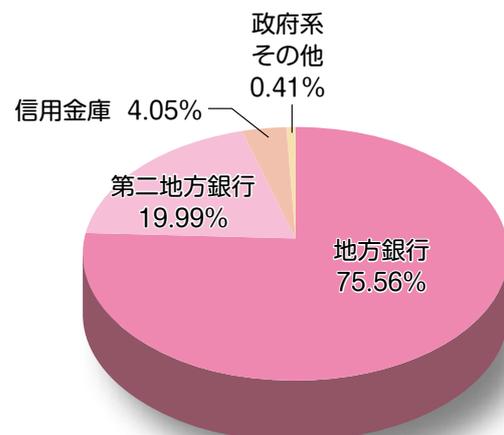
	件数	金額	構成比
都市銀行	37	798	0.59
地方銀行	9,543	92,462	68.96
第二地方銀行	3,862	32,865	24.51
信用金庫	1,478	6,568	4.90
政府系その他	136	1,389	1.04
合計	15,056	134,081	100.00



代位弁済（元利計）

（単位：百万円、%）

	件数	金額	構成比
都市銀行	0	0	0.00
地方銀行	139	1,273	75.56
第二地方銀行	42	337	19.99
信用金庫	30	68	4.05
政府系その他	1	7	0.41
合計	212	1,685	100.00

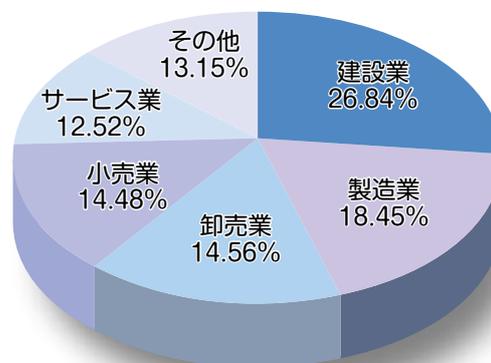


業種別保証状況（平成28年度）

保証承諾

（単位：百万円、％）

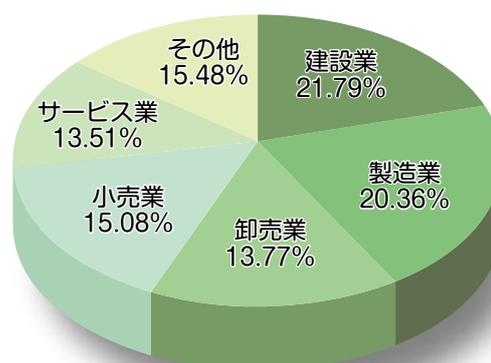
	件数	金額	構成比
建設業	1,398	13,890	26.84
製造業	733	9,548	18.45
卸売業	559	7,536	14.56
小売業	808	7,494	14.48
サービス業	626	6,479	12.52
その他	573	6,806	13.15
合計	4,697	51,754	100.00



保証債務残高

（単位：百万円、％）

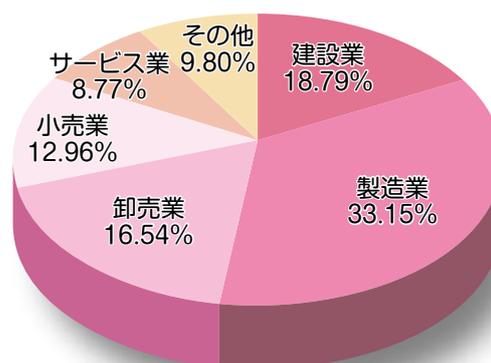
	件数	金額	構成比
建設業	3,688	29,214	21.79
製造業	2,617	27,305	20.36
卸売業	1,658	18,461	13.77
小売業	2,741	20,224	15.08
サービス業	2,188	18,119	13.51
その他	2,164	20,758	15.48
合計	15,056	134,081	100.00



代位弁済（元利計）

（単位：百万円、％）

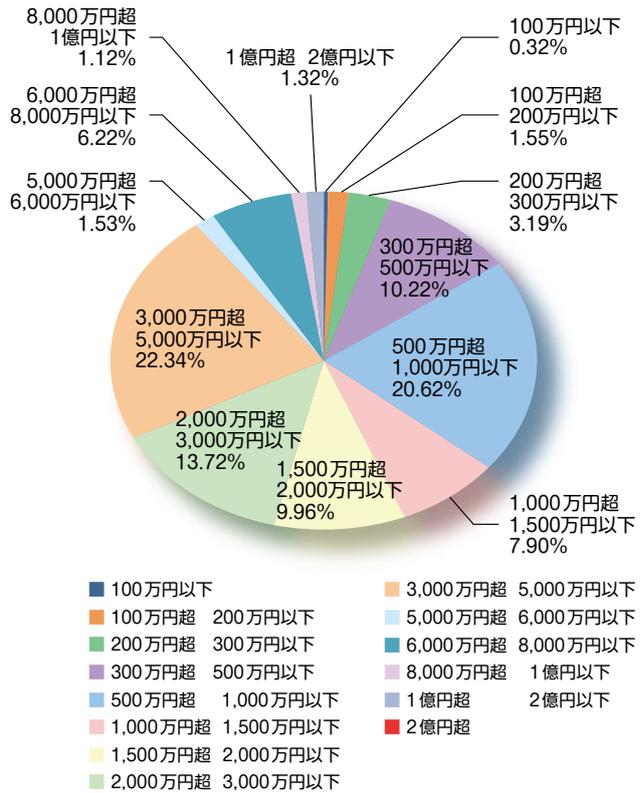
	件数	金額	構成比
建設業	33	317	18.79
製造業	63	559	33.15
卸売業	24	279	16.54
小売業	33	218	12.96
サービス業	31	148	8.77
その他	28	165	9.80
合計	212	1,685	100.00



金額別保証承諾（平成28年度）

（単位：円）

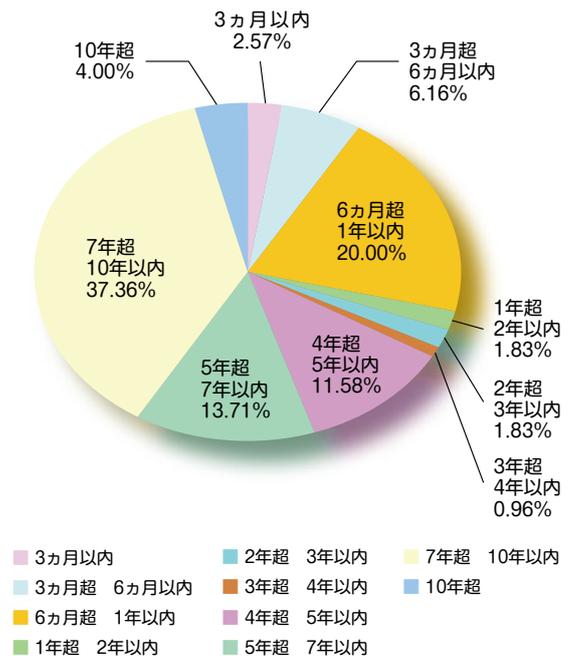
区 分	件 数	金 額
100万円以下	172	166,393,000
100万円超 200万円以下	434	801,284,000
200万円超 300万円以下	570	1,649,165,000
300万円超 500万円以下	1,133	5,290,740,000
500万円超 1,000万円以下	1,210	10,669,243,000
1,000万円超 1,500万円以下	307	4,088,426,800
1,500万円超 2,000万円以下	269	5,152,830,000
2,000万円超 3,000万円以下	264	7,098,313,000
3,000万円超 5,000万円以下	270	11,563,540,200
5,000万円超 6,000万円以下	14	789,900,000
6,000万円超 8,000万円以下	44	3,218,900,000
8,000万円超 1億円以下	6	580,000,000
1億円超 2億円以下	4	685,000,000
2億円超	0	0
合 計	4,697	51,753,735,000



期間別保証承諾（平成28年度）

（単位：円）

区 分	件 数	金 額
3ヵ月以内	152	1,327,850,000
3ヵ月超 6ヵ月以内	366	3,186,550,000
6ヵ月超 1年以内	1,267	10,351,617,000
1年超 2年以内	111	946,760,000
2年超 3年以内	111	945,960,000
3年超 4年以内	75	497,050,000
4年超 5年以内	658	5,994,168,600
5年超 7年以内	768	7,095,434,000
7年超 10年以内	1,103	19,336,645,400
10年超	86	2,071,700,000
合 計	4,697	51,753,735,000



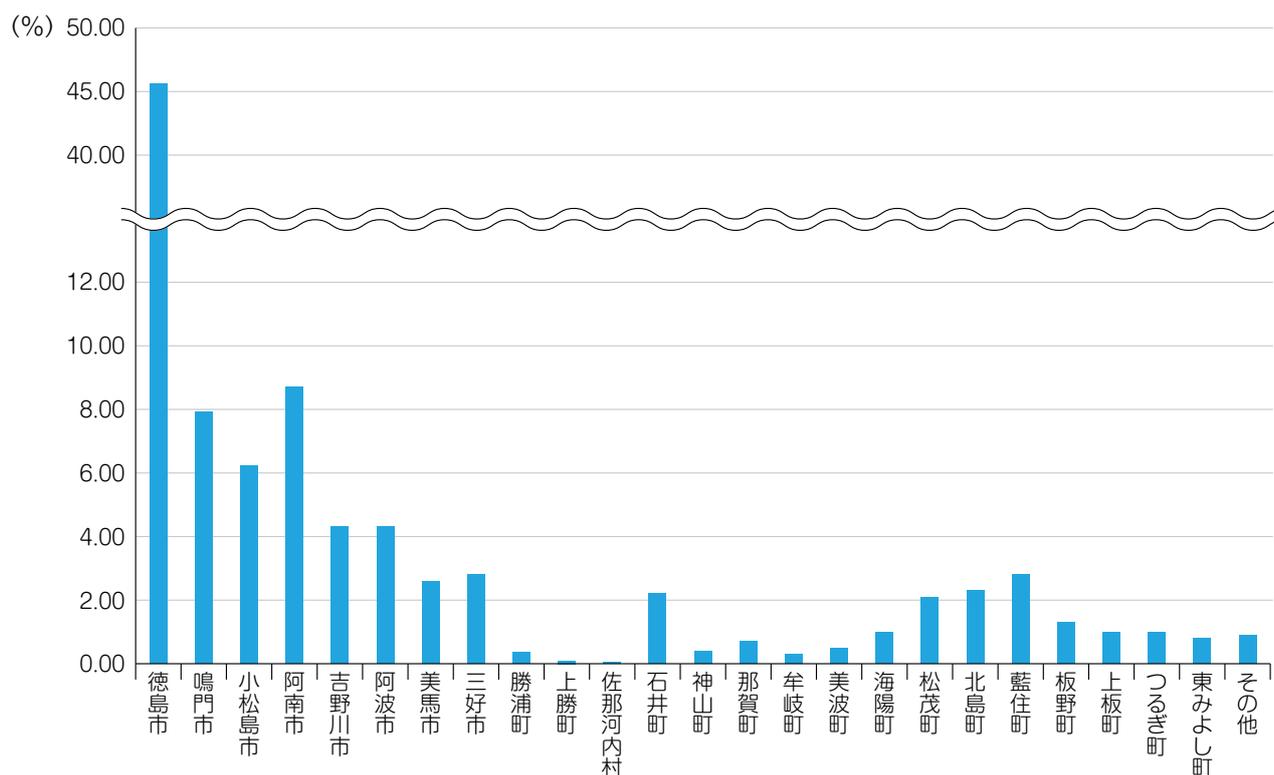
市町村別保証状況（平成28年度）

保証実績

（単位：千円、％）

当年度中保証				区 分	保証債務残高			
件数	金額	構成比	前年比		件数	金額	構成比	前年比
2,017	23,497,421	45.40	104.29	徳 島 市	6,304	59,971,465	44.73	96.98
379	4,115,011	7.95	120.61	鳴 門 市	1,167	10,782,817	8.04	100.43
214	3,199,208	6.18	124.15	小 松 島 市	684	6,452,327	4.81	97.73
396	4,485,075	8.67	89.60	阿 南 市	1,235	12,314,858	9.18	92.60
225	2,209,442	4.27	117.89	吉 野 川 市	834	6,713,497	5.01	95.43
226	2,200,780	4.25	142.47	阿 波 市	633	4,951,474	3.69	100.59
146	1,335,450	2.58	83.92	美 馬 市	593	4,553,824	3.40	92.23
145	1,463,625	2.83	86.76	三 好 市	531	4,309,012	3.21	94.87
14	188,700	0.36	86.09	勝 浦 町	77	673,629	0.50	103.09
9	51,600	0.10	224.35	上 勝 町	21	65,398	0.05	79.51
7	19,000	0.04	52.34	佐 那 河 内 村	22	99,708	0.07	82.88
131	1,152,200	2.23	105.89	石 井 町	451	3,321,942	2.48	99.34
27	199,100	0.38	117.46	神 山 町	81	434,350	0.32	97.73
37	356,500	0.69	124.32	那 賀 町	129	790,793	0.59	80.29
22	160,800	0.31	154.62	牟 岐 町	67	363,609	0.27	96.79
26	253,400	0.49	92.42	美 波 町	107	879,493	0.66	101.55
54	504,850	0.98	125.96	海 陽 町	177	1,177,884	0.88	95.29
95	1,109,960	2.14	100.40	松 茂 町	290	2,757,358	2.06	101.74
101	1,180,562	2.28	139.22	北 島 町	287	2,382,870	1.78	97.01
155	1,429,918	2.76	110.04	藍 住 町	521	4,252,459	3.17	98.26
59	664,750	1.28	112.03	板 野 町	176	1,508,608	1.13	100.33
64	515,600	1.00	130.81	上 板 町	192	1,315,169	0.98	90.73
73	555,600	1.07	104.04	つ る ぎ 町	188	1,550,791	1.16	95.16
51	423,260	0.82	86.01	東 み よ し 町	228	1,481,539	1.10	98.00
24	481,924	0.93	144.63	そ の 他	61	976,350	0.73	92.99
4,697	51,753,735	100.00	106.88	合 計	15,056	134,081,222	100.00	96.70

保証承諾（構成比）

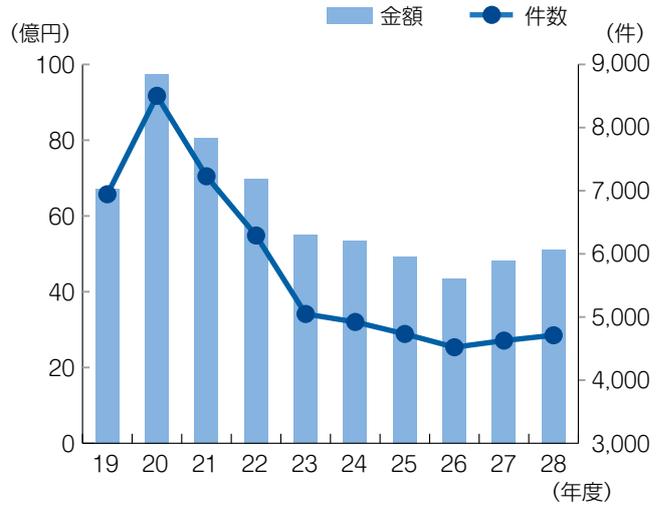


信用保証の実績推移

保証承諾

(単位：百万円、%)

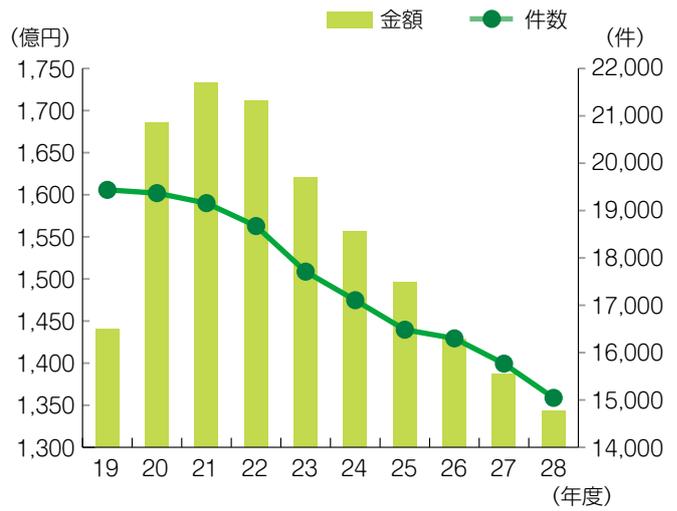
	件数	金額	前年比
平成19年度	6,950	67,407	117.53
平成20年度	8,519	97,147	144.12
平成21年度	7,267	80,985	83.36
平成22年度	6,273	70,078	86.53
平成23年度	5,034	55,086	78.61
平成24年度	4,918	53,551	97.22
平成25年度	4,716	49,403	92.25
平成26年度	4,511	43,423	87.89
平成27年度	4,615	48,424	111.52
平成28年度	4,697	51,754	106.88



保証債務残高

(単位：百万円、%)

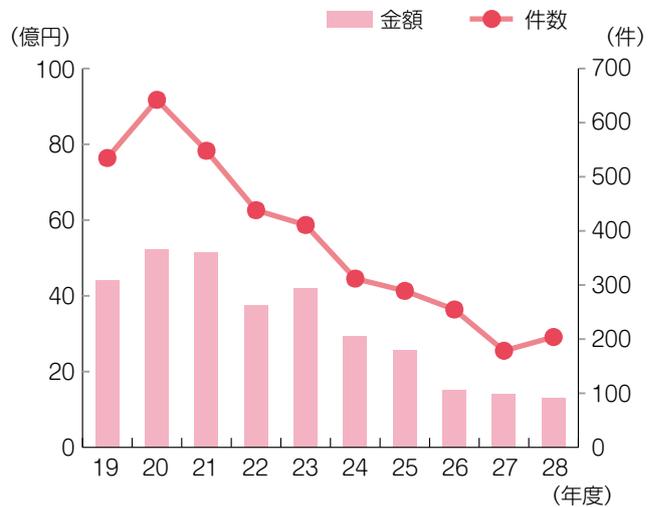
	件数	金額	前年比
平成19年度	19,485	144,594	98.62
平成20年度	19,449	167,915	116.13
平成21年度	19,141	173,394	103.26
平成22年度	18,631	171,229	98.75
平成23年度	17,753	162,340	94.81
平成24年度	17,101	155,309	95.67
平成25年度	16,521	149,618	96.34
平成26年度	16,362	142,768	95.42
平成27年度	15,867	138,657	97.12
平成28年度	15,056	134,081	96.70



代位弁済 (元利計)

(単位：百万円、%)

	件数	金額	前年比
平成19年度	540	4,266	102.15
平成20年度	643	5,661	132.68
平成21年度	552	5,579	98.56
平成22年度	444	3,868	69.34
平成23年度	410	4,185	108.20
平成24年度	314	2,884	68.92
平成25年度	299	2,562	88.82
平成26年度	262	1,910	74.54
平成27年度	195	1,751	91.67
平成28年度	212	1,685	96.25



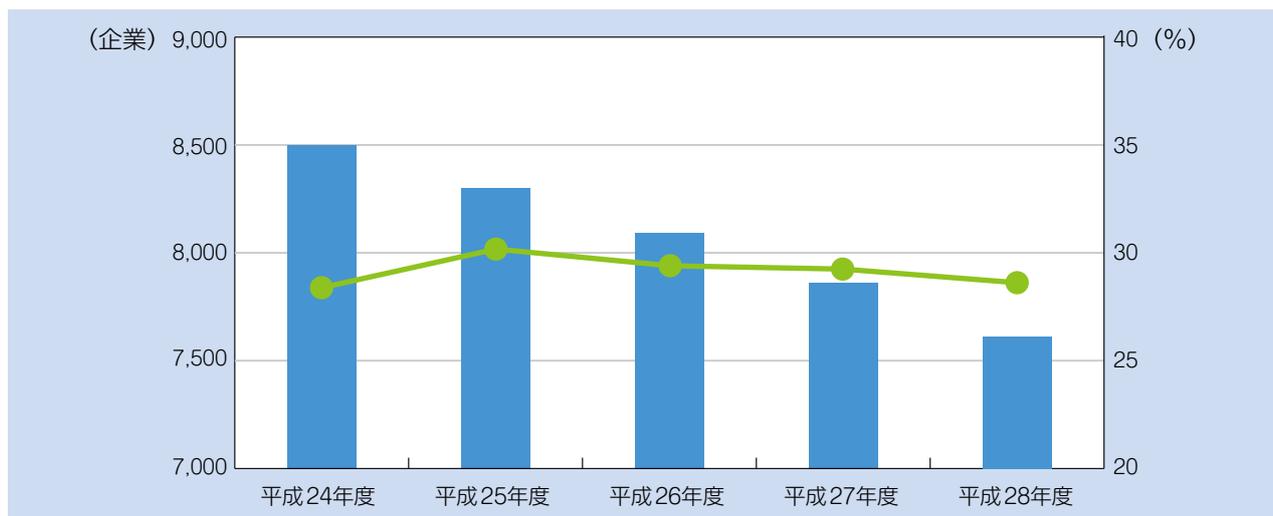
保証利用度の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
保証利用企業者数 (A)	8,500	8,296	8,081	7,865	7,618
中小企業者数 (B)	29,939	27,490	27,490	26,911	26,911
保証利用度 (A) / (B)	28.39%	30.18%	29.40%	29.23%	28.31%

※中小企業者数：中小企業白書付属統計資料より

※県内中小企業者数は「中小企業白書」（中小企業庁）により、数年ごとの調査となっています。

■ 保証利用企業者数 (A)
● 保証利用度 (A)/(B)

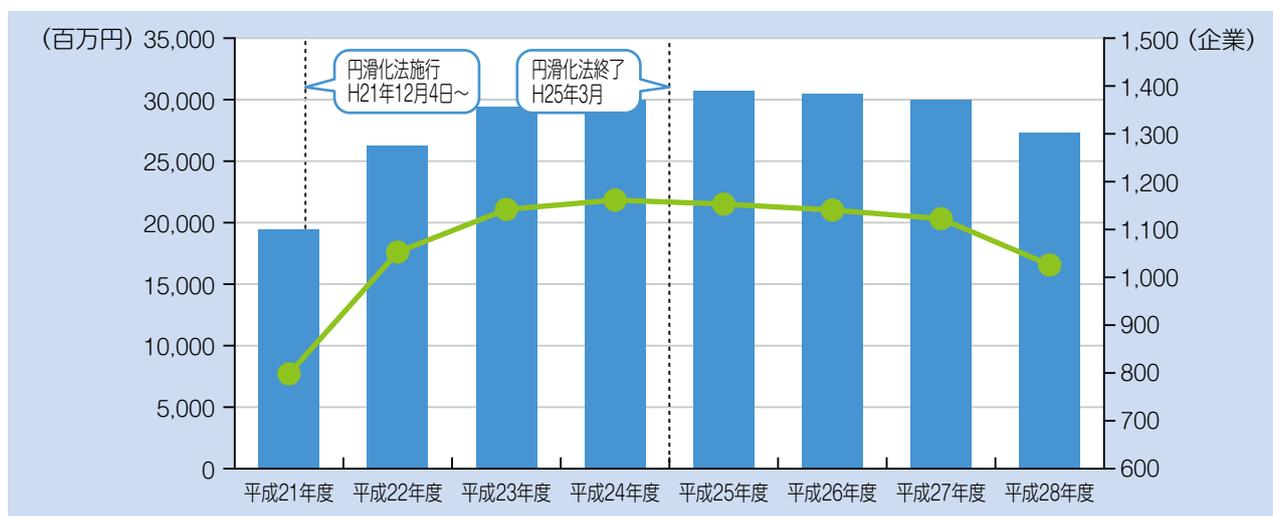


返済緩和状況の推移

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
返済緩和企業数	803	1,054	1,134	1,163	1,161	1,142	1,123	1,024
返済緩和残高	19,246	26,796	29,242	29,896	30,687	30,482	30,139	27,352

■ 返済緩和残高
● 返済緩和企業数





徳島LEDアートフェスティバル



鶴林寺（四国八十八箇所霊場第二十番札所）



轟の滝

ACCESS



■ 交通のご案内

JR徳島駅前から徳島市バス6番のりば「東部循環線」バス乗車「総合土木庁舎前」下車 徒歩3分

■ 徳島経済産業会館敷地内に52台分の無料駐車場があります。

平成29年8月発行



総務部 企画情報課

〒770-0865 徳島市南末広町5番8-8号
(徳島経済産業会館 KIZUNAプラザ)
Tel 088-622-0240
Fax 088-623-7633
<http://www.cgc-tokushima.or.jp/>

 徳島県信用保証協会